

平成 17 年度に実施した大学機関別認証評価及び 短期大学機関別認証評価に関する検証結果報告書

平成 19 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

大学評価・学位授与機構が行う機関別認証評価の目的は、

- ① 大学・短期大学を定期的に評価することにより、大学等の教育研究活動等の質を保証すること
- ② 評価結果を各大学・短期大学にフィードバックすることにより、各大学・短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること
- ③ 評価結果を社会に示すことにより、公共的な機関として大学・短期大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと

である。

また、機構では、機関別認証評価を透明性の高い開かれた評価とするために、評価の経験や評価を受けた機関の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ることとしている。

このため、機関別認証評価の終了後、対象校及び評価担当者へのアンケートを行い、その内容を基に評価の有効性、適切性について検証を行うこととした。

アンケートには、評価基準及び観点、評価方法及び内容、評価作業量やスケジュール、評価結果や評価報告書、そして、評価の成果や効果を含む評価全般にわたる項目を設定し、広く意見を聴取した。

本報告書は、はじめての認証評価となった平成17年度実施の認証評価（4大学及び2短期大学）に関わる調査とその検討による検証結果を報告するものである。

なお、本検証に当たっては、機構内に認証評価に関する検証のための検討グループを組織し、同グループが報告書の取りまとめを行った。

目 次

はじめに

I 機構が実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価の概要・ 1

II 平成 17 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法	5
2. 項目別の検証	7
(1) 評価基準及び観点について	7
(2) 評価担当者に対する研修について	13
(3) 自己評価書について	15
(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について	19
(5) 書面調査・訪問調査について	21
(6) 評価結果（評価報告書）について	26
(7) 評価を受けたことによる効果・影響について	31
(8) 評価の作業量・スケジュール等について	37
(9) 評価についての感想	43
3. 総括	44

(参考資料)

- 1 平成 17 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要（大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院全体の状況）
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙（対象校用）
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙（評価担当者用）
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（対象校用）
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（評価担当者用）
- 6 大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表
- 7 短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表
- 8 大学評価基準（機関別認証評価）（平成 17 年度）
- 9 短期大学評価基準（機関別認証評価）（平成 17 年度）

I 機構が実施した大学機関別認証評価及び短期大学機関別認証評価の概要

平成 17 年度に実施した認証評価の検証をまとめるに当たって、まず機構が実施した大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の機関別認証評価の概要について触れておく。

大学等は、その教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況に関し、7 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務づけられている（学校教育法第 69 条の 3 第 2 項、学校教育法施行令第 40 条）

機構は、この認証評価制度の下で、大学等の認証評価を行う「認証評価機関」として、平成 17 年 1 月、文部科学大臣から認証され、平成 17 年度より認証評価を開始した。

認証評価の実施に当たっては、以下の資料を作成し、あらかじめ公表した。

- ・ 大学（短期大学）機関別認証評価実施大綱
- ・ 大学（短期大学）評価基準
- ・ 自己評価実施要項
- ・ 評価実施手引書
- ・ 訪問調査実施要項

1 目的

認証評価は、我が国の大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行った。

- (1) 機構が定める大学評価基準、短期大学評価基準に基づいて、大学等を定期的に評価することにより、大学等の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学等の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会、短期大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学等の状況に応じた評価部会を編成した。

評価部会には、各大学等の教育分野やその状況が多様であることなどを勘案し、対象大学等の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置した。

3 方法・プロセス

方法及びプロセスの概要は、下記のとおりである。

(1) 大学等における自己評価

各大学等は、「自己評価実施要項」に従って自己評価を実施し、自己評価書を作成し、機構に提出した。

(2) 機構における評価

機構における評価は、書面調査及び訪問調査により実施した。

- ① 書面調査は、対象大学等から提出された自己評価書（大学等の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて、対象大学等の状況を分析した。
- ② 訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できない事項等を中心に調査を実施した。
- ③ 基準ごとに、大学又は短期大学全体として、その基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにした。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されている。基準を満たしているかどうかの判断は、「基本的な観点」及び大学等が独自に設定した観点の分析の状況を含めて総合した上で、基準ごとに行った。
- ④ 基準を満たしているものの、改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘も行った。
- ⑤ 大学又は短期大学全体として、すべての基準を満たしている場合に、機関としての大学等が当機構の大学評価基準又は短期大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表した。（一つでも満たしていない基準があれば、大学評価基準又は短期大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとした。）

4 スケジュール

- (1) 平成 16 年 12 月に国・公・私立大学等の関係者に対し、機関別認証評価の仕組み、方法などについて説明会を実施した。
- (2) 平成 17 年 2 月に国・公・私立大学等の自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載方法などについて説明を行うなどの研修を実施した。
- (3) 平成 17 年 3 月から 4 月にかけて、以下の 4 大学・2 短期大学が申請手続を行い、

評価を実施することとなった。

- 国立大学（2大学）
長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学
- 公立大学（2大学）
公立ほこだて未来大学、大分県立看護科学大学
- 公立短期大学（2短期大学）
新見公立短期大学、長野県短期大学

(4) 平成17年7月末に、対象大学等から自己評価書の提出を受けた。

(5) 機構は、平成17年8月に評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施した。

(6) 対象大学等からの自己評価書提出後の評価作業スケジュールは、次のとおりであった。(大学の場合)

17年8月	書面調査の実施 評価部会、財務専門部会の開催(書面調査の基本的な進め方の確認等)
8～9月	評価部会の開催(基準ごとの判断の検討、優れた点及び改善を要する点等の検討)
9～10月	評価部会、財務専門部会の開催(書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定)
9～10月	評価委員会の開催(書面調査による分析結果の審議・決定〔書面調査による分析状況として大学に通知〕)
10月～12月	訪問調査の実施(書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査)
12月～18年1月	評価部会、財務専門部会の開催(評価報告書原案の作成)

(7) これらの調査結果を踏まえ、平成 18 年 1 月に評価委員会で評価結果（案）を決定した。

(8) 評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、平成 18 年 3 月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定した。

5 評価結果

平成 17 年度に認証評価を実施した 4 大学・2 短期大学のすべてが、機構の定める大学評価基準又は短期大学評価基準を満たしているとの評価結果となった。

機構は、この評価結果を平成 18 年 3 月 20 日付けで、各対象大学等や設置者へ通知するとともに、機構のホームページにより公表し、かつ文部科学大臣へ報告した。

Ⅱ 平成 17 年度実施の認証評価に関する検証

1. 検証の実施方法

平成 17 年度認証評価の検証の実施に当たっては、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5 段階）及び自由記述からなるアンケート調査を行い、その内容をもとに分析することとした。

〈対象校〉

対象校については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成 18 年 3 月 27 日付けで全対象校（6 校）に送付した。これに対して、1 校を除く 5 校から回答があった。

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容について
 - (1) 自己評価について
 - (2) 書面調査、訪問調査について
 - (3) 意見の申立てについて
3. 評価の作業量、スケジュール等について
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力
 - (3) 評価のスケジュールについて
4. 評価全般について
5. 評価結果（評価報告書）について
6. 評価を受けたことによる効果・影響について
7. 評価結果の活用について
8. 評価の実施体制について
9. その他

〈評価担当者〉

評価担当者については、以下の項目からなるアンケート調査を、平成 18 年 3 月 27 日付けで評価部会の構成員（委員及び専門委員）全員（31 名）に送付した。これに対して、18 名から回答があった。（回収率 58%）

1. 評価基準及び観点について
2. 評価の方法及び内容・結果について
 - (1) 書面調査について
 - (2) 訪問調査について
 - (3) 評価結果について

3. 研修について
4. 評価の作業量、スケジュールについて
 - (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について
 - (2) 評価作業に費やした労力について
 - (3) 評価作業にかかった時間数について
5. 評価部会等の運営について
6. 評価全般について

検証は、これらのアンケート調査をもとに分析し、加えて評価過程において機構が把握した問題点等も踏まえ実施した。

2. 項目別の検証

ここでは、「1. 検証の実施方法」でアンケート調査した項目のうち、主要なものを

- (1) 評価基準及び観点について
- (2) 評価担当者に対する研修について
- (3) 自己評価書について
- (4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について
- (5) 書面調査・訪問調査について
- (6) 評価結果（評価報告書）について
- (7) 評価を受けたことによる効果・影響について
- (8) 評価の作業量・スケジュール等について
- (9) 評価についての感想

に整理・分類し、分析・評価を行った。

なお、記述に当たって対象校又は評価担当者からの自由記述意見を引用する場合には、原則、原文をそのまま引用した。（ただし、具体の大学及び短期大学が特定されるものについては、特定できないような表現に改めた上で引用した。）

(1) 評価基準及び観点について

機構が定める評価基準及び観点の構成や内容が、大学及び短期大学の教育研究活動等に関する「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして適切であったか、また、評価基準及び観点の中で対象校が自己評価を行う際に自己評価しにくいもの、評価担当者が評価しにくいものがあったかどうかなどについて検証を行った。

① 評価の目的等との関係

対象校及び評価担当者に対し、評価基準及び観点の構成や内容が、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という3つの目的に照らして適切であったかについて質問したところ、対象校、評価担当者とも肯定的な回答が多かった。

まず、対象校では「教育研究活動等の質を保証するために適切であった」（機関1-①）かの質問に対して、5校のうち4校が「そう思う」（1校は「どちらとも言えない」と回答した。

また、「教育研究活動等の改善を促進するために適切であった」（機関1-②）及び「社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった」（機関1-③）かについては、いずれの質問についても「強くそう

思う」が1校、「そう思う」が3校であった。(1校は「どちらとも言えない」)

自由記述では、「本学全体を総合的に評価する基準としては、極めて有効であったが、より高い質へ向上させるための基準をどう加味するか、それは加える必要がないのかが今後問われるのではないか。」「評価結果を含め、今後理解と支持を得ることが課題である。」などの意見があった。

評価担当者については、肯定する回答が「質の保証」(評1-①)では95%、「強くそう思う」17%、「そう思う」78%、「どちらとも言えない」5%)、「改善の推進」(評1-②)では94%、「強くそう思う」33%、「そう思う」61%、「どちらとも言えない」6%)、また、「社会の理解と支持」(評1-③)では78%、「強くそう思う」17%、「そう思う」61%、「どちらとも言えない」22%)であった。

この結果から、評価基準及び観点の構成や内容は、上記の3つの目的に照らして適切であったとの評価がなされたことが窺える。

また、「教育活動を中心に設定していることは適切であった」(機関1-④、評1-④)かとの質問に対しては、対象校では、1校が「強くそう思う」、3校が「そう思う」(1校は「どちらとも言えない」と回答し、概ね肯定的であった。評価担当者においても、肯定的な回答が約8割を占め(「強くそう思う」39%、「そう思う」39%、「どちらとも言えない」17%、「そう思わない」5%)、教育活動を中心とした評価基準及び観点の設定について、高い支持が得られていることが窺える。

② 具体の評価基準等の構成・内容

対象校に対し、「自己評価しにくい評価基準及び観点があった」(機関1-⑥)か質問したところ、3校が「そう思う」、2校が「どちらとも言えない」との回答であり、自己評価しにくい評価基準等があったとする回答の方が多かった。

同様に、評価担当者に対しても「評価しにくい評価基準及び観点があった」(評1-⑥)か質問したところ、「そう思う」は28%で多数意見ではなかったが、「どちらとも言えない」が50%を占めており(「そう思わない」は22%)、評価基準や観点の評価しやすさについてはまだ判断しがたいとの見方がされていることがわかる。

評価基準等の構成・内容についての対象校及び評価担当者からの具体的な意見は以下のとおりである。(なお、機構が定めている評価基準及び観点の内容については、参考資料8、9を参照のこと。)

〔対象校〕

（基準3）「教員及び教育支援者」

- ・ 特に基準3での教員数や教員の採用に関し、日々変化する研究領域への対応は運営でカバーしている面が多く、一律に人数や本来的な専門領域のみでの判断は現状を良く表現していない。

（基準5）「教育内容及び方法」

- ・ 観点5-1-⑤及び5-4-④（単位の実質化への配慮がなされているか）
単位の実質化とは1単位45時間の学習時間を確保することであると思うが、学生の自主学習を確保するための組織的な取り組みはいまだ確立していない。GPA方式の導入や履修科目登録の上限設定についても、単位の実質化があってはじめて機能するものであって、単位実質化のための方法ではない。
- ・ 観点5-3-③及び5-7-④（成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか）この観点で問われているのが、成績評価等を行う上で事前に組織的体制が確立していることをいうのか、あるいは成績評価後の学生からの異議申立てに対する組織的な体制ができていないことをいうのかかわからない。また、科目ごと教員ごとにおける学生の異議申立てに対する措置をいうのであれば、観点として取り上げる必要はないと思われる。成績評価を行うのが授業を担当した個々の教員であることを考えると、その正確性を担保するための措置は事前、事後いずれのものであれ困難であると思われる。
- ・ 観点5-1-④、5-4-⑤で例示されている内容が、本学の地理的条件（他の大学との単位互換）、設置目的（資格取得条件、法令上の条件、学生の進路、他学科の授業科目の受講）等から、当てはまらない項目が多く、評価がやや困難であった。

（基準7）「学生支援等」

- ・ 基準7を中心とした学生支援等（進路指導等を含め）重複の部分があった。その制度化が確定しにくい分野（サークル指導等）の記述に苦勞することもあった。

（基準9）「教育の質の向上及び改善のためのシステム」

- ・ FDに関して（観点9-2-①から②）、いわゆるFD集会・研修会等の活動と狭義に解釈したため、自己評価が不十分であった。教育スキルの向上につながる活動を広く含むとのご説明を具体的にいただければ、より評価が容易であったと思われる。

(基準 10)「財務」

- ・ 基準 10 の財務について、公立の場合、適合しない観点がみられた。
- ・ 公立の場合、最低の保証を欠かすことはなかった。その点、教育研究活動等の質を保証する財務という観点の設定がないと自己評価が困難である。

(その他)

- ・ 研究分野毎に対応能力を示すことが出来る指標があるのが良いと感じた。
- ・ 観点の一部に何を求められているのか理解しにくいものがあった。

〔評価担当者〕

(基準 1)「大学（短期大学）の目的」

- ・ 総合大学に「大学の目的」をあえて聞く必要があるのか。

(基準 5)「教育内容及び方法」

- ・ 教育内容に関することは評価し辛かった。

(基準 10)「財務」

- ・ 「基本的な観点」のうち、観点 10-3-①の「財務諸表等の適切な公開」については、「情報公開」と「説明責任」を踏まえつつ、大学の実情に鑑みた検討が必要と思料します。

(その他)

- ・ 何度も同じ資料を使って評価する場合があります、重複が見られる。
- ・ 「～の制度がある」という評価は必要と思われるが、制度がなくても目的の活動がきちんと行われている場合、一部の評価が低くなってしまう傾向にあった。制度よりもそうした活動が行われ機能しているかどうか重点をおいた評価の観点の方が適切と思われた。
- ・ 評価を行う目的と評価を受ける目的との差異について充分認識し、今後の評価実施について意識化する必要がある。
- ・ 教育の質の向上のためには、研究への取り組みや地域貢献度の評価が重要であり、それらのかねあいを評価するのは、きわめて困難であることが、理解できた。
- ・ 地域貢献、研究に関する観点が有った方が良いと思います。
- ・ 観点の設問項目に重複が多々見られた。

【対象校】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関1-	① 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関1-	② 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を進めるために適切であった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関1-	③ 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関1-	④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関1-	⑥ 自己評価しにくい評価基準及び観点があった	0	3	2	0	0
		0%	60%	40%	0%	0%

【評価担当者】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評1-	① 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	3	14	1	0	0
		17%	78%	5%	0%	0%
評1-	② 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	6	11	1	0	0
		33%	61%	6%	0%	0%
評1-	③ 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	3	11	4	0	0
		17%	61%	22%	0%	0%
評1-	④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	7	7	3	1	0
		39%	39%	17%	5%	0%
評1-	⑥ 評価しにくい評価基準及び観点があった	0	5	9	4	0
		0%	28%	50%	22%	0%

③評価と課題

評価基準及び観点の構成や内容は、大学及び短期大学の教育研究活動等の「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という評価の目的に照らして適切であると評価されている。また、教育活動を中心に設定していることについても、その適切性が認められている。

評価しにくい評価基準・観点があったかについては、対象校の多くが評価しにくい評価基準等があったとの見方をしているとともに自由記述で具体的な指摘も多数あった。評価担当者においては、どちらとも言えないとの回答が半数を占め、自由記述では重複する観点がみられたとする意見があった。

なお、平成18年度については、誤解を招きやすい表現等の観点について、認証評価説明会、自己評価担当者等に対する研修会や訪問説明時の機会に、観点の趣旨やねらいについて詳細に説明を行うとともに、大学評価基準・短期大学評価基準（平成19年度実施分）について、誤解を招きやすい表現の観点等の文言をよりわかりや

すい表現に改めるなどの改訂を行った。(参考資料6、7参照)

今後とも、評価基準・観点をよりわかりやすい表現に改めることや、評価基準・観点の趣旨・ねらいについての説明の充実を図るなどの検討を続けていくことが必要と思われる。

(2) 評価担当者に対する研修について

評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう、認証評価の目的、内容及び方法等についての研修を実施しているが、その内容について検証を行った。

①研修について

評価担当者に対するアンケート調査において、「研修の内容は役立った」(評3-③)か質問したところ、肯定する回答が87%（「強くそう思う」25%、「そう思う」62%、「どちらとも言えない」13%）であり、研修の有効性が評価されていることが窺える。研修の内容についてみると、「研修の説明内容は理解しやすかった」(評3-②)かについては、全員が肯定的に回答している。（「強くそう思う」25%、「そう思う」75%）また、「研修の配付資料は理解しやすかった」(評3-①)かについては、「強くそう思う」が18%、「そう思う」が76%、「どちらとも言えない」が6%、「書面調査のシミュレーションは役立った」(評3-④)かについては、「強くそう思う」が25%、「そう思う」が56%、「どちらとも言えない」が19%、となっており、概ね説明や配付資料が理解しやすかったとの評価が得られている。特に書面調査については、「書面調査のシミュレーションは大変役立ちました。」とする自由記述意見もあった。

また、平成17年度の研修は大学、短大それぞれ2日間（1日目；4時間程度、2日目；6時間程度）で行ったが、「研修に費やした時間の長さは適当であった」(評3-⑤)かという質問に対しては、「そう思う」が53%、「どちらとも言えない」が41%、「そう思わない」が6%であり、肯定的な回答が半数を占めたものの「どちらとも言えない」との回答も4割を占めた。

自由記述では、「研修の時間が短縮できるとよい。」「半日単位の研修が2～3回位あってもよろしいのではないか。」「研修は有益であったが、時間を確保するのが困難である。」「研修の必要性は理解するが、調整するのが困難であった。地区別合同研修のようなことはできないのか。」などの意見があった。

【評価担当者】

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全く思わない】

		5	4	3	2	1
評3ー	① 研修の配付資料は理解しやすかった	3	13	1	0	0
		18%	76%	6%	0%	0%
評3ー	② 研修の説明内容は理解しやすかった	4	12	0	0	0
		25%	75%	0%	0%	0%
評3ー	③ 研修の内容は役立った	4	10	2	0	0
		25%	62%	13%	0%	0%
評3ー	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	4	9	3	0	0
		25%	56%	19%	0%	0%
評3ー	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	0	9	7	1	0
		0%	53%	41%	6%	0%

②評価と課題

研修については、配付資料や説明内容が理解しやすく、書面調査などに役立ったとの回答があり、概ね適切であったと考えられる。

特に、役立ったとする回答が多かった書面調査のシミュレーションについては、前年度の評価実例を資料に取り入れるなどして、引き続き充実を図っていくことが適当と思われる。

また、研修の時間、長さについて適切であったかとの質問に対しては、「どちらとも言えない」が4割近くあり、いくつかの自由記述もあったことから、研修時間の設定については研修内容の充実と相まって今後、様子を見つつ判断していく必要がある。

なお、平成18年度には、同一プログラムの研修会を2回開催し、評価担当者の都合の良い日程に参加できるようにするとともに、平成17年度実施分の認証評価の経験を踏まえ、実例を交えながら書面調査のシミュレーション等の説明を行った。

(3) 自己評価書について

評価に当たり対象校が作成した自己評価書が、機構の定める評価基準及び観点に基づき、評価を行う上で適切なものとなっていたか、また、添付資料が適切であったかなどについて検証を行った。

①自己評価書の記述について

対象校に対するアンケート調査において、自己評価書の完成度等に関して質問したところ、「自己評価書の完成度は満足できるものであった」（機関2-（1）-⑤）かについては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校であり、各対象校において完成度には概ね満足している状況が窺える。

しかし、「評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた」（機関2-（1）-①）かとの質問については、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が2校、「貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた」（機関2-（1）-④）かについては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校との回答であり、いずれも肯定的な回答が多かったものの、「どちらとも言えない」とする回答も一定数あり、完成度等には満足しているが、それが評価基準等に基づいて適切であったか、社会の理解を得るためにわかりやすいものであったかは明らかではないとする見方もあることがわかる。

自由記述では、「今回作成した自己評価は本学の現状を表現できたとは思っているが、今後の運営や改革の方向など目指している方向を表現できる設問もほしいと感じた。」「短期間での作成であったが、学長の強力なリーダーシップの下に担当教員と事務職員の万全の組織的な協力や個人の献身的な努力を得て進められ、それなりに適切で十分なものを提出できたと思う。」「観点によっては、表面的な数値の羅列となり、その意味するところが十分に表現できないと感じた。」などの意見があった。

その他の関連する意見では、「各学科・専攻の細かい事情が評価書作成者にはわかっていなかったため、文書での提出を求めたため、準備にそれなりの時間を要した。」「自己評価書を本学独自の外部評価に委ねる機会を持たなかった。この自己評価書に他の自己評価を加え、地域の視点をより強めた外部評価の機会を設定している。また、機構からの評価結果を含め、今後広く社会にこの自己評価書の公表を行っていきたい。」などの意見があった。

また、「自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった」（機関2-（1）-⑥）かについては「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「そう思わない」が1校であり、「そう思わない」とする意見もあったものの概ね適切との評価がなされている。

「そう思わない」とする理由について、自由記述では、「個々の大学の規模、性格

が異なっているのに、統一的な字数制限や設問によって評価されることに不安があった。」とする意見があった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「大学等の自己評価書は理解しやすかった」（評2-（1）-①）かについて質問したところ、「強くそう思う」が6%、「そう思う」が55%、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が6%となっており、また、「自己評価書には評価基準及び観点の内容が適切に記述されていた」（評2-（1）-②）かとの質問に対しては、「そう思う」が61%、「どちらとも言えない」が28%、「そう思わない」が11%となっており、いずれも肯定的な回答の方が多かったものの、6割程度にとどまっている。

評価担当者からの具体的な意見としては、「大学によって自己評価書の出来に大きな差があった。」「大学によるばらつきがあった。自己評価書そのものが不完全で評価に迷う点が多くあった。」「自己評価書の書き方によって大きな差があった。」「（大学間により）差があり、又、項目により理解しやすい場合とそうでない場合があった。」「（大学によって）書きぶりが異なっており、機構が意図した内容が必ずしも適切に伝わっていなかったかもしれない。」など大学によって自己評価書の出来に差があったとする意見が多くみられた。

②自己評価書の添付資料について

対象校に対するアンケート調査において、「自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた」（機関2-（1）-②）かについて質問したところ、「そう思う」が4校、「そう思わない」が1校であり、概ね既に蓄積していたもので対応が可能であったことが窺えるが、自由記述の中には、「基準・観点が公表されてあまり時間が経っていないこともあり、準備が十分でない段階で自己評価を実施したために、該当する資料が事務局等で公式に保存されていない場合があり、教員が個人的に保存していた資料についても収集して利用する必要があった。」などの意見もみられた。

また、「自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った」（機関2-（1）-③）かについて質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校、「そう思わない」が1校であり、どのような資料を用意すべきか迷っていたことが窺える。

自由記述の中でも、「添付資料は既にあるもので対応できたが、数量的に何処まで添付すべきか迷うケースが多かった。添付資料は極力少なくなるような設問を工夫していただけると幸いである。」などの意見があった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書には必要な根拠

資料が引用・添付されていた」(評2-(1)-③) について質問したところ、「強くそう思う」が6%、「そう思う」が55%、「どちらとも言えない」が22%、「そう思わない」が17%で、肯定的な意見の方が多かったものの否定的な意見もあり、必ずしも必要な根拠資料が引用・添付されていないとの見方があったことが窺える。

自由記述では、「大学間で相違があり、的確な資料が添付されていない例もあった。」「根拠資料に関して、全てに添付されている状態でなく、この扱いについて今後の課題と思われる。」など添付資料の不備・不足を指摘する意見があった。

【対象校】

【5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(1)-	① 評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた	1	2	2	0	0
		20%	40%	40%	0%	0%
機関2-(1)-	② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	0	4	0	1	0
		0%	80%	0%	20%	0%
機関2-(1)-	③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	3	0	1	0
		20%	60%	0%	20%	0%
機関2-(1)-	④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた	2	1	2	0	0
		40%	20%	40%	0%	0%
機関2-(1)-	⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関2-(1)-	⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	2	2	0	1	0
		40%	40%	0%	20%	0%

【評価担当者】

【5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(1)-	① 大学等の自己評価書は理解しやすかった	1	10	6	1	0
		6%	55%	33%	6%	0%
評2-(1)-	② 自己評価書には評価基準及び観点の内容が適切に記述されていた	0	11	5	2	0
		0%	61%	28%	11%	0%
評2-(1)-	③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	1	10	4	3	0
		6%	55%	22%	17%	0%

③評価と課題

評価基準等に対して適切に自己評価がなされ、自己評価書がわかりやすいものとなったかについて、対象校、評価担当者双方とも肯定的な回答の方が多かったものの、「どちらとも言えない」「そう思わない」とする回答も一定数あった。特に、評価担当者からは、自己評価書の出来について、大学間に差があるとの指摘が多かった。

自己評価書の添付資料については、対象校の既存の蓄積資料のみで対応できたが、

どの資料を添付するかについて判断を迷う対象校が少なくなかった。

また、評価担当者からは、添付資料について不備・不十分な面があったとする指摘や添付・引用方法の改善を求める意見、大学間に差があるなどの指摘があった。

これを受けて、平成 18 年度には、自己評価担当者等に対する研修会や訪問説明の機会に、平成 17 年度の認証評価の経験を踏まえ、実例を交えながら自己評価書の記述や添付資料について詳細に説明を行った。

(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について

機構が実施する認証評価の趣旨・目的、実施方法等についての説明会や、機構の評価を希望する大学及び短期大学の自己評価担当者等を対象に認証評価の仕組み、評価方法及び自己評価書の作成方法等について一層の理解を深めてもらうために実施した研修会について、その有効性等の検証を行った。

①認証評価説明会、自己評価担当者等に対する研修会について

対象校に対するアンケート調査において、「説明会の内容は役立った」(機関4-③)か質問したところ、「強くそう思う」が3校、「そう思う」が2校となっており、説明会の有効性が評価されている。

説明会の内容の理解のしやすさについては、「説明会の内容は理解しやすかった」(機関4-②)か及び「説明会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-①)かのいずれの質問でも「そう思う」が4校、「どちらとも言えない」が1校となっており、概ね理解しやすいと評価されている。

次に、対象校に対し、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った」(機関4-⑦)か質問したところ、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校となっており、その有効性が評価されていると思われる。

また、研修会の内容の理解のしやすさに関して、「自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった」(機関4-⑥)かについては、「そう思う」が4校、「どちらとも言えない」が1校、また「機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った」(機関4-⑧)かについては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校となっており、概ね肯定的な見方がある一方、「自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった」(機関4-⑤)かについては「そう思う」が3校であったのに対し、「どちらとも言えない」とする回答も2校あり、配付資料については否定する意見がなかったものの、理解しやすかったかどうかはわからないとする見方もあることが窺える。

自由記述として「不明な事項の質問にも十分に答えていただき、全体として分かりやすいとの印象がある。」「説明会、訪問説明、研修会などでは自己評価書の作成のため大変有効であった。」「今後の説明会及び冊子等では、実際に実施された評価について、自己評価書の記載内容・表現方法、根拠資料の種類、引用等について、可能な限り、適切な例及び不適切又は不十分な例等の事例をお示しいただければ、大変参考になると思う。」などの意見があった。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関4ー	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関4ー	② 説明会の内容は理解しやすかった	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関4ー	③ 説明会の内容は役立った	3	2	0	0	0
		60%	40%	0%	0%	0%
機関4ー	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	0	3	2	0	0
		0%	60%	40%	0%	0%
機関4ー	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関4ー	⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関4ー	⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%

②評価と課題

説明会や研修会については、その内容が理解しやすく役立ったとの評価がなされている。

実際の自己評価書の事例を求める意見もあったことから、さらに具体的な事例を紹介することでより有効なものになると思われる。

なお、自己評価担当者等に対する研修会の開催時期について、自己評価作業の時期を考慮し、もっと早い時期の開催を求める意見もあったことから、平成18年度は、6月から7月にかけて自己評価担当者等に対する研修会を開催した。(平成19年度実施分の認証評価説明会と併せて開催。)

(5) 書面調査・訪問調査について

書面調査について、分析の方法、分析状況の対象校への伝達内容等が適切であったか、また、訪問調査についてその内容や方法、あらかじめ通知する「訪問調査時の確認事項」の内容が適切であったかなどについて検証を行った。

①書面調査による分析について

評価部会による書面調査の分析結果について事実誤認がないかを確認するため、訪問調査前にその分析状況を「書面調査による分析状況」という名称の文書により当該対象校に通知しているが、対象校に対しその「書面調査による分析状況」の内容は適切であった」（機関2-(2)-①）かについて質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね適切であったとの評価が得られている。

自由記述では、「訪問調査の前に提出された書面調査は、大変綿密であり、教えられたところ大であった。」などの意見があった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、書面調査の分析内容を記入するために「機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった」（評2-(1)-⑤）か質問したところ、「強くそう思う」が27%、「そう思う」が61%、「どちらとも言えない」が6%、「そう思わない」が6%との回答であり、様式については、概ね適当であるとの評価であったことが窺われる。

なお、自由記述では「書面調査票等の様式は記入に際して、各基準の基本的な観点とその要点や留意点などが明示されており、大変有効に役立てることができました。」など書面調査票の様式を評価する意見があった一方で、「書面調査において調査票への記入に手間がかかった。最終的な表示形式は枠をつけた表が視認性に優れるが、作業的に煩わしさを伴う。工夫が欲しい。」などの意見もあった。

また、「書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった」（評2-(1)-④）か質問したところ、「強くそう思う」が22%、「そう思う」が39%、「どちらとも言えない」が33%、「そう思わない」が6%となり、参考となる情報が必要であるとの回答が6割程度あった。

②訪問調査時の確認事項について

訪問調査に先立ち、あらかじめ訪問調査の際に確認したい事項を「訪問調査時の確認事項」という名称の文書により対象校に通知しているが、対象校に対し、その「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった」（機関2-(2)-②）かについて質問したところ、「そう思う」が4校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね適切であるとの評価を受けていることが窺えるが、自由記述として、「確認事項の

意図するところが、必ずしも明確に理解できなかった。」とする意見もみられた。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった」（評2-(2)-①)か質問したところ、「強くそう思う」が6%、「そう思う」が76%、「どちらとも言えない」が12%、「そう思わない」が6%と概ね肯定的な回答であり、対象校からの回答内容が適切であったとの見方がされている。

③訪問調査の実施内容について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった」（機関2-(2)-③)かについて質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校であり、質問した内容については適切であるとの評価を得ていると思われる。適切であるとの意見の中には、「質問の内容は本学の本質を見出させていただくものであったと感じている。」とする自由記述があった。

また、「訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった」（機関2-(2)-④)かについて質問したところ、すべて肯定する回答であり（「強くそう思う」1校、「そう思う」4校）、訪問調査の実施内容についても適切であるとの評価を得ている。

その他、「訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」（機関2-(2)-⑤)かとの質問に対しては、5校すべてが「強くそう思う」と回答しており、共通理解を得ることができたことがわかった。具体的な意見として、「公式のミーティングの後で実施していただいた非公式の意見交換で多く参考となる意見を得ることが出来たと感じています。」「自己評価書の作成に不十分な点が残されていたこと、根拠資料について、大部の資料の中に該当箇所が散在しているもの、高度に個人情報を含むもの、電磁記録のみで帳票として準備が困難であるもの等について、訪問調査時に閲覧をお願いしたなどの理由で、書面調査の段階では、これらについては十分なお理解をいただけなかった箇所がかなりみられたが、訪問調査時には、このような部分についても、十分な評価をいただけたと思っている。」などの意見があった。

他方で、「参考として他大学の優れた点などの紹介を頂けたらよかったです。」とする意見もあった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった」（評2-(2)-③)かについて質問したところ、肯定的な回答が9割以上（「強くそう思う」41%、「そう思う」53%、「どちらとも言えない」6%）であり、「訪問調査によって不明な点を

十分に確認することができた」(評2-(2)-②) についても、肯定的な回答が9割以上を占めた。「強くそう思う」59%、「そう思う」35%、「どちらとも言えない」6%)

また、「訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた」(評2-(2)-④) については、すべてが肯定的な回答であった(「強くそう思う」12%、「そう思う」88%)。このように、評価担当者側も訪問調査が有効に機能したとみていることがわかった。

自由記述でも、「訪問調査は大変有意義であった。」「訪問調査により共通理解が得られ、有意義であった。」「自己評価書で不明な点について、訪問調査によってほとんど明らかにすることができた。」「卒業(修了)生との面談に関し、面談者を卒業または修了後3年以内と限定されているのは妥当と思います。」などの意見がみられた。その一方で、「教・職員や学生、卒業生の個人面談があってもよろしいのではないかと感じました。」「訪問調査のヒヤリングの時間が短すぎた。なるべく良い点を見つけますことは重要だが、改善点も遠慮せず聞くべきと思われた。」「訪問調査実施後の訪問地(対象校)でのミーティングの時間に、多少時間的余裕が少なかつたように感じました。」など実施方法・内容について改善を求める意見もあった。

④訪問調査時の人数・構成等について

対象校に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」(機関2-(2)-⑥) か質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、適切であったとの見方が窺える。

なお、「どちらとも言えない」との回答について、自由記述では、「本学としては大勢の方々に来ていただいたことは、それなりに意味があったが、全体として適切であったかどうかを本学では評価できない。」とする意見があった。

また、「訪問調査時の機構の評価担当者は十分研修を受けていたと思う」(機関2-(2)-⑦) か質問したところ、「強くそう思う」が3校、「そう思う」が2校であり、すべてが肯定的な回答であった。

一方、評価担当者に対するアンケート調査において、「訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった」(評2-(2)-⑤) か質問したところ、「強くそう思う」が41%、「そう思う」が35%、「どちらとも言えない」が24%であり、概ね適切であったとの見方が窺える。

自由記述では、「今回は時間、人数とも適当であったと思うが、総合大学に対しても同じようなことは不可能であろう。とすれば、それは評価の基準が変わることになると思う」(注：平成17年度は総合大学からの申請はなかった。)とする意見や、

「人数はもう少し減らせないか。調査を受ける側にかなりプレッシャーが掛かっている。」などの意見があった。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(2)-①	訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関2-(2)-②	訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関2-(2)-③	訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	1	3	0	0	0
		25%	75%	0%	0%	0%
機関2-(2)-④	訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	1	4	0	0	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関2-(2)-⑤	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	5	0	0	0	0
		100%	0%	0%	0%	0%
機関2-(2)-⑥	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関2-(2)-⑦	訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	3	2	0	0	0
		60%	40%	0%	0%	0%

【評価担当者】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(1)-④	書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	4	7	6	1	0
		22%	39%	33%	6%	0%
評2-(1)-⑤	機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	5	11	1	1	0
		27%	61%	6%	6%	0%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(2)-①	訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった	1	13	2	1	0
		6%	76%	12%	6%	0%
評2-(2)-②	訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	10	6	1	0	0
		59%	35%	6%	0%	0%
評2-(2)-③	訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	7	9	1	0	0
		41%	53%	6%	0%	0%
評2-(2)-④	訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	2	15	0	0	0
		12%	88%	0%	0%	0%
評2-(2)-⑤	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	7	6	4	0	0
		41%	35%	24%	0%	0%

⑤評価と課題

書面調査について、「書面調査による分析状況」の内容に関しては、対象校から肯定的な回答が多く、概ね適切であったと思われる。

また、書面調査の分析を担当した評価担当者からは、書面調査票の様式について、記入しやすかったという肯定的な回答が多かったが、一部に書面調査票の工夫を望む意見もあった。

これを受けて、平成18年度では、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員の書面調査票の様式を別様式とする（昨年度までは同一様式）など、分析を行いやすいようにするとともに、役割分担の明確化を行った。

また、「訪問調査時の確認事項」の通知やその回答及び訪問調査の実施内容については、対象校、評価担当者ともに適切であったと評価されている。

しかし、確認事項に記載された内容の意図が明確でないとする意見もあったため、評価実施に当たって留意する必要がある。

訪問調査については、特に訪問調査が対象校と評価担当者間で教育研究活動等の状況について共通理解を図る上で極めて有効であること、評価担当者から、訪問調査によって不明な点が確認できたことが評価されており、有効に機能していたことがわかる。

他方、評価担当者からは、ヒアリングの時間の延長を求める意見や、教職員や学生、卒業生の個人面談を求める意見があった。

訪問調査の日程（延べ3日間）の中では、ヒアリングの時間の延長や個別面談に対応し難い状況であるが、引き続き改善を重ねて効率的に進められるようにする必要がある。

(6) 評価結果（評価報告書）について

機構の作成した評価報告書の内容や意見申立ての実施方法等が適切なものであったかについて検証を行った。

① 評価報告書の内容について

対象校に対するアンケート調査において、「総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった」（機関5-⑨）かについて質問したところ「強くそう思う」が2校、「そう思う」が3校で、すべて肯定的な回答であり、評価報告書の内容については、全体として適切なものであると評価されている。

評価報告書の内容がそれぞれの対象校の目的を踏まえるとともに対象校の実態に即したものであったかに関して、「評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった」（機関5-④）かとの質問については、「強くそう思う」が3校、「そう思う」が2校、「評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった」（機関5-⑤）かとの質問については、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が4校で、いずれもすべて肯定的な回答であり、適切な内容となっていると評価されている。

評価報告書の構成や内容について「分かりやすいものであった」（機関5-⑧）かについても、すべてが肯定的な回答（「強くそう思う」が2校、「そう思う」が3校）であった。

ただし、自由記述では、「評価報告書の総評箇所に取り上げる、主な「優れた点」「改善を要する点」がどのような基準で決定されているのか不明である。公表されるのは総評箇所を含め基準ごとの評価等と大部なものであるが、まず、最初に目に付くのは総評箇所であり、また、その箇所のみが読まれる可能性が大きいことを考えると、掲載すべき基準をはっきりさせるべきである。」などの意見があった。

次に、評価報告書の内容が対象校の教育研究活動等の「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして役立ったかに関して、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった」（機関5-①）かとの質問については、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が3校、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった」（機関5-②）かとの質問については、「強くそう思う」が4校、「そう思う」が1校とすべての対象校が肯定する回答であった。また、「評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他の関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった」（機関5-③）かとの質問についても、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校と、概ね評価が得られている。

また、「評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった」（機関5-⑥）か質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が

4校であり、すべてが肯定的な回答であった。

さらに、「評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた」（機関5-⑦）かとの質問については、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校であり、肯定的な意見の方が多かった。

自由記述では、「今後改善すべきとして指摘された項目は適切で学内への説明に役に立った。」「改革すべき事項を第3者より客観的に指摘して頂く事は、良い刺激として改革行動に繋がると考えます。」などの意見があった。

次に、評価担当者に対するアンケート調査において、評価報告書の内容について質問したところ、まず、「自ら担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された」（評2-（3）-①）かについては、「強くそう思う」が6%、「そう思う」が77%、「どちらとも言えない」が6%、「そう思わない」が11%であり、肯定的な回答が8割以上を占めたものの一部否定的な回答もあり、自由記述でも「訪問調査の一部については反映されていない場合もある。」とする意見があった。

また、評価報告書の構成等、結果の表し方に関して、「基準1から基準11の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった」（評2-（3）-②）かとの質問については、肯定的な回答が8割以上であったが（「強くそう思う」6%、「そう思う」77%、「どちらとも言えない」17%）、「全て基準を満たしていないと不合格という判定方法は評価者たちにとってプレッシャーであり、例えば4/5満足すればクリアのような方法がより正確な評価ができる」とする意見もあった。

また、「評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった」（評2-（3）-⑤）かとの質問については、すべて肯定的な回答（「強くそう思う」が50%、「そう思う」が50%）であり、適切との見方がされている。

なお、自由記述では、「同一基準に基づいて、教育の質の保証と改善をはかる目的で評価結果の報告書に推薦できる事項や改善を期待する事項等を纏めていますが、あくまでも当該校の教育機関としての多様性を保ちながら、全体的な助言及び方向性を示して欲しいと思います。」などの意見もあった。

また、「評価結果全体としての分量は適切であった」（評2-（3）-④）かとの質問したところ、「そう思う」が41%、「どちらとも言えない」が41%、「そう思わない」が18%となり、分量が適切であったか明確にはならなかった。

②評価結果の公表について

対象校に対するアンケート調査において、「今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している」（機関5-⑩）か質問したところ、「強くそう思う」が3校、「そう思う」が2校であり、自己評価書を積極的に公表している状況が窺える。

また、「評価報告書は積極的に公表している」（機関5-⑪）かについても質問したところ、「強くそう思う」が3校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね積極的に公表している状況が窺える。

次に、「評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた」（機関5-⑫）かとの質問に対しては、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校、「そう思わない」が1校、「全くそう思わない」が1校と意見が分かれており、マスメディアの報道については様々な見方がされている。

自由記述においても、「高等教育機関における機関別認証評価の社会的意義について、マスメディアのご理解がなお不十分であるように感じた。今回の本学の評価結果について、地元メディア（市域レベル）では十分な報道をいただいた。しかし、県域レベル・全国レベルでは報道は不十分であった。」などの意見があった。

③意見の申立てについて

今回の認証評価を実施した5校は意見の申立てを行っていないが、意見の申立てを行ったか否かに関わらず、すべての対象校に対し意見の申立ての実施方法等について質問を行った。

まず、「意見の申立ての一連の実施方法は適切であった」（機関2-（3）-①）か質問したところ「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が1校であり、その実施方法については概ね適切であるとの見方がされている。

また、「「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった」（機関2-（3）-②）か質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が3校と、すべて肯定的な回答であり、評価報告書に意見の申立ての内容及び対応を記載することについても適切であるとの見方がされている。

「意見の申立てに対する機構の対応は適切であった」（機関2-（3）-③）か質問したところ、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校であった。「どちらとも言えない」の回答については、今年度は実際に意見の申立てが行われていないことが影響していると推測される。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関5-	① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった	2	3	0	0	0
		40%	60%	0%	0%	0%
機関5-	② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった	4	1	0	0	0
		80%	20%	0%	0%	0%
機関5-	③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関5-	④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった	3	2	0	0	0
		60%	40%	0%	0%	0%
機関5-	⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった	1	4	0	0	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関5-	⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等(資源・制度など)を考慮したものであった	1	4	0	0	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関5-	⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた	2	1	2	0	0
		40%	20%	40%	0%	0%
機関5-	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	2	3	0	0	0
		40%	60%	0%	0%	0%
機関5-	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	2	3	0	0	0
		40%	60%	0%	0%	0%
機関5-	⑩ 今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している	3	2	0	0	0
		60%	40%	0%	0%	0%
機関5-	⑪ 評価報告書は積極的に公表している	3	1	1	0	0
		60%	20%	20%	0%	0%
機関5-	⑫ 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	0	1	2	1	1
		0%	20%	40%	20%	20%

【評価担当者】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
評2-(3)-	① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	1	14	1	2	0
		6%	77%	6%	11%	0%
評2-(3)-	② 基準1から基準11の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	1	14	3	0	0
		6%	77%	17%	0%	0%
評2-(3)-	④ 評価結果全体としての分量は適切であった	0	7	7	3	0
		0%	41%	41%	18%	0%
評2-(3)-	⑤ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	9	9	0	0	0
		50%	50%	0%	0%	0%

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関2-(3)-	① 意見の申立ての一連の実施方法は適切であった	1	3	1	0	0
		20%	60%	20%	0%	0%
機関2-(3)-	② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった	1	3	0	0	0
		25%	75%	0%	0%	0%
機関2-(3)-	③ 意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	1	1	2	0	0
		25%	25%	50%	0%	0%

④評価と課題

評価報告書の内容については、対象校から、対象校の目的に照らして適切であること、また対象校の実態に即したものであること、その構成や内容についてもわかりやすいとの評価がされているとともに、教育研究活動等の「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という評価の3つの目的に照らして役立っているとの評価も得られている。

また、評価担当者によるアンケート結果からも、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されていると評価されており、評価報告書の構成等や結果の表し方に関しても適切であるとの見方がされている。

評価結果の公表については、対象校では、自己評価書及び評価報告書を積極的に公表している状況が窺える。しかし、マスメディア等から適切に報道されたかについては、回答が分かれ、不十分であるとの意見も少なからずあった。

また、機関別認証評価についての社会的意義についてマスメディアの理解が不十分との意見もあり、評価結果の公表の際には、認証評価の趣旨や内容について理解が得られるよう、引き続きマスメディアに説明していく必要がある。

意見の申立てについては、対象校から意見の申立ての実施方法や内容等について適切であったと評価されていることが窺える。ただ、意見の申立てに対する機構の対応が適切であったかについては、今回、意見の申立てを行った対象校がなかったことから、必ずしも明確にならなかったため、引き続きその妥当性について様子を見る必要がある。

(7) 評価を受けたことによる効果・影響について

今回の評価のために自己評価を実施したことや評価結果を受けたことが、対象校にとってどのような効果・影響を与えたかについて検証を行った。

①自己評価を行ったことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査結果において、認証評価を受けるに当たって自己評価を行ったことによる効果や影響に関して質問したところ、「教育研究活動等について全般的に把握することができた」（機関6-(1)-①）かについては、「強くそう思う」が4校、「どちらとも言えない」が1校、また「教育研究活動等の今後の課題を把握することができた」（機関6-(1)-②）かについては、「強くそう思う」が4校、「そう思う」が1校であり、教育研究活動等の状況や課題を把握することには役立ったとみていることがわかる。

自由記述でも「自己評価を行ったことにより、改善を要する点が明確になり、今後の取り組みの目標とすることができた。」などの意見があった。

教職員の意識に関する効果・影響については、「各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した」（機関6-(1)-⑤）か、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した」（機関6-(1)-③）か、「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した」（機関6-(1)-④）かのいずれの質問についても「そう思う」が4校（「どちらとも言えない」が1校）と肯定的に評価されており、自己評価を行うことの重要性や教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透したとの見方がされていることが窺える。

なお、自由記述では「自己評価書作成などで全教官の問題意識が高かった時期であり、今回の評価の活動はその意識の再確認には効果があった。」「自己評価書を作成する作業の中で、大学の教育全般に亘り議論することができ、教職員の教育に対する意識が向上した。」と評価する意見がある一方で、「教員と事務職員では意識の違いが見られる。」「自己評価を行う重要性が教育研究活動の個々の向上に結びつくためには、様々な形のFD研修を組織的に行う必要がある。」などの意見もあった。

さらに、自己評価を行ったことが、対象校のマネジメントや教育研究活動の改善又は個性の伸長の促進につながったかに関して、「学校全体のマネジメントの改善を促進した」（機関6-(1)-⑥）かとの質問については、すべてが肯定的な回答（「そう思う」が5校）であり、また「貴校の教育研究活動等の改善を促進した」（機関6-(1)-⑦）かとの質問については、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が2校で、いずれの質問からも改善の促進につながったとの見方が窺える。

自由記述においても、「本学に求められている教育研究活動等がある程度明らかになり、不十分な部分を改善する一助となっている。」「学内的には、当然のこと、またはやむを得ないこととして、看過されてきた点についても、優れた点、及び改善を要する点の両方を含めて、客観的にご指摘をいただいたことは、大変意義のあることと感じた。」などの肯定的な意見がみられた。

また、「貴校の個性的な取組を促進した」（機関6-（1）-⑧）かとの質問については、「そう思う」が4校、「どちらとも言えない」が1校であり、概ね個性的な取組の促進に役立っているとの見方が示されている。

自由記述では、「第三者の評価から、本学の個性は何かと言う事を考えるきっかけとなった。」などの意見があった。

②評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響

対象校に対するアンケート調査において、評価結果及び評価報告書を受けて現在以降どのような効果・影響があるかについて質問したところ、「教育研究活動等について全般的に把握することができる」（機関6-（2）-①）か、「教育研究活動等の今後の課題を把握することができる」（機関6-（2）-②）かのいずれの質問についても「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校（「どちらとも言えない」が1校）であり、教育研究活動等の状況や今後の課題の把握に役立ったと評価されていることが窺える。

また、教職員の意識への効果・影響に関して、「各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する」（機関6-（2）-⑤）かとの質問に対しては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校、「自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-③）か及び「教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する」（機関6-（2）-④）かとの質問については、いずれの質問についても「強くそう思う」が1校、「そう思う」が4校であり、教職員の意識への影響を評価しているとみられる。

「教職員に評価報告書の内容が浸透する」（機関6-（2）-⑨）かとの質問についても、「そう思う」が4校、「どちらとも言えない」が1校であり、肯定的に評価されている。

自由記述では、「教員の大学運営に関しての注目度は上がるが、積極的に問題解決に参加させるまでのインパクトは得られなかった。」「教員の意識改革に関わっている。設置者、管理者、教員の相互関連の中で結果が出ると思う。」などの意見があった。

さらに、評価結果が対象校にもたらす具体的な効果・影響に関して、「学校全体のマネジメントの改善を促進する」（機関6-（2）-⑥）かとの質問については、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が4校とすべてが肯定的な回答であった。

また、「貴校の教育研究活動等の改善を促進する」(機関6-(2)-⑦)か及び「貴校の個性的な取組を促進する」(機関6-(2)-⑧)かとの質問について、いずれの質問についても、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校)であり、肯定的な評価をされている。

自由記述では、「評価結果及び評価報告書のうち、「改善を要する点」については、十分に認識し、適切な改善策を講じるとともに、「優れた点」については、本学の良き特色として、今後より積極的な伸長、発展に努めて行きたい。」「改善を要する点としてご指摘いただいた事項の多くは、かなりの予算措置を必要とするものであったが、設置者及び議会に対して、その必要性を客観的に説明できる効果があるものと期待している。」などの意見がみられた。

一方、「貴校の教育研究活動等の質が保証される」(機関6-(2)-⑩)かとの質問については、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が2校、「学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑪)かとの質問については、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が1校、「どちらとも言えない」が3校であり、どちらとも言えないとの意見が少なからずあり、質の保証や学生の理解と支持については、明らかでないとする見方もある。

自由記述でも、「高校訪問等で評価結果を説明したが、高校生たちにはそれが何の意味があるのか伝わらなかった。」などの意見があった。

また、「広く社会の理解と支持が得られる」(機関6-(2)-⑫)かとの質問については、「そう思う」が3校、「どちらとも言えない」が2校で、肯定的な意見が多かったものの、社会の理解と支持についても、明らかではないとする見方もある。

なお、「他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする」(機関6-(2)-⑬)かについては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が2校、「どちらとも言えない」が1校であり、他校の評価結果が参考になると考えられていることが窺える。

③評価結果の活用について

対象校より改善への取り組み例として、以下が挙げられている。

(基準3)「教員及び教育支援者」

- ・ 女性教員及び外国人教員の人数が少ない状態であるが、それぞれ適当な候補者があれば積極的に採用する方針であり、自己評価書提出後、留学生センターに女性1名を教授として採用した。

(基準4)「学生の受入」

- ・ 大学院入学者が定員を下回っている件に関しての指摘に対し、本年度より3年生を対象に進路指導を強化し大学院での勉学の効果についての情報提供を強化し

始めました。

- ・ 学部1年入学者の定員超過率が高い状態が続いていたため、執行部、入試委員会において検討が行われ、少なくとも超過率が130%を超えないように合格者を決定した（結果、昨年度より20余名合格者を減らした）。

（基準6）「教育の成果」

- ・ 英語力、人文・社会科学素養、理数的基礎学力については、卒業・修了時における学生の修得感が高くないことから、教務委員会教養教育等専門部会において検討を行い、人文・社会科学に関しては開講科目の見直しを、理数的基礎学力については入学時における数学のプレースメントテストの結果を分析し対応策を講じることとした。

（基準7）「学生支援等」

- ・ オフィスアワーを設定した。
- ・ 評価報告書を受け、今後計画されている施設のバリアフリーの設備を積極的に導入する予定である。
- ・ 日常的な活動の記録を公式に保存するために、年報を刊行することとした。
- ・ 新入生に対し、入学時に学長から本学の設置目的及び教育方針について、総括的に説明することとし、平成18年度に実施した。

（基準9）「教育の質の向上及び改善のためのシステム」

- ・ FDの一環として、自己評価委員会主導で新人教育を実施することを決定した。同時にプリセプター制度を導入した。

（基準11）「管理運営」

- ・ 設置者である自治体の理解が深まった。

（その他）

- ・ 教職員の学生に向かう姿勢が改善された。
- ・ 卒業生と大学との関係を更に見直す契機となった。

なお、今後、評価結果をどのように活用するかについては、「広報誌に評価結果を掲載する」が2校、「ホームページで評価結果を公表する」が5校、「資金獲得のための申請書に記載する」が1校、「学生募集の際に用いる」が2校となっている。

【対象校】

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関6-(1)-①	① 教育研究活動等について全般的に把握することができた	4	0	1	0	0
		80%	0%	20%	0%	0%
機関6-(1)-②	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた	4	1	0	0	0
		80%	20%	0%	0%	0%
機関6-(1)-③	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-④	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-⑤	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-⑥	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した	0	5	0	0	0
		0%	100%	0%	0%	0%
機関6-(1)-⑦	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した	2	1	2	0	0
		40%	20%	40%	0%	0%
機関6-(1)-⑧	⑧ 貴校の個性的な取組を促進した	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%

【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】

		5	4	3	2	1
機関6-(2)-①	① 教育研究活動等について全般的に把握することができる	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-②	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-③	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	1	4	0	0	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関6-(2)-④	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	1	4	0	0	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関6-(2)-⑤	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑥	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する	1	4	0	0	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関6-(2)-⑦	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑧	⑧ 貴校の個性的な取組を促進する	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑨	⑨ 教職員に評価報告書の内容が浸透する	0	4	1	0	0
		0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑩	⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される	1	2	2	0	0
		20%	40%	40%	0%	0%
機関6-(2)-⑪	⑪ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる	1	1	3	0	0
		20%	20%	60%	0%	0%
機関6-(2)-⑫	⑫ 広く社会の理解と支持が得られる	0	3	2	0	0
		0%	60%	40%	0%	0%
機関6-(2)-⑬	⑬ 他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする	2	2	1	0	0
		40%	40%	20%	0%	0%

④評価と課題

自己評価を行ったことによる効果・影響については、教育研究活動等の状況や課題の把握に役立ち、自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透したなどの効果・影響があったことが窺える。また、教育研究活動の改善や個性の伸長の促進にも役立っていることが窺える。

評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響については、教育研究活動等の質が保証され、また、改善を促進するなどの効果・影響があると多くの対象校が考えており、機構の評価結果及び評価報告書が概ね効果を上げているということがわかった。

しかし、「学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる」か及び「広く社会の理解と支持が得られる」かについては、どちらとも言えないとする回答もあり、評価文化が醸成されるには時間が必要であるとの見方もあることが窺われ、この点について留意が必要である。

また、評価結果を受けてどのような改善に取り組んだかについては、33～34 ページに示したとおり、対象校において様々な改善の取り組みが進められていることが窺える。

(8) 評価の作業量・スケジュール等について

今回の評価の実施に係る作業量や作業期間がどうであったかを対象校、評価担当者の双方について検証を行った。

① 評価担当者から見た作業量・スケジュール等

・ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

評価担当者に対するアンケート調査において、「自己評価書の書面調査」(評4-(1)-①)、「訪問調査への参加」(評4-(1)-②)、「評価結果の作成」(評4-(1)-④)に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、「自己評価書の書面調査」の作業量については94%が大きいと回答し、うち72%が「とても大きい」と回答した。「適当」が6%

また、「自己評価書の書面調査」の作業期間は8月からの約1ヶ月間を設定しているが、これについて「とても長い」又は「長い」が61%、「適当」が11%、「短い」が28%と、「長い」とする意見が大半を占めたが、「短い」とする回答も一定割合みられた。

次に、「訪問調査への参加」の作業量については、「とても大きい」又は「大きい」が55%、「適当」が45%となっており、「大きい」が「適当」を上回った。

また、「訪問調査への参加」の作業期間については、1校あたり延べ3日間の日程としているが、これについて「とても長い」又は「長い」が44%、「適当」が56%と「適当」が半数を超え「長い」をわずかながら上回った。

次に、「評価結果の作成」の作業量については、「適当」が69%、「とても大きい」又は「大きい」が31%となっており、大きいとする回答が3分の1程度あったものの、大半は「適当」であるとみている。

また、「評価結果の作成」の作業期間については、「適当」が67%、「長い」が13%、「短い」が20%であり、「適当」が大半を占めたが、「短い」とする回答も一定割合みられた。

これらの結果から、作業量や作業期間に対する負担の意識が、自己評価書の書面調査に関しては非常に高いことが窺える。

また、訪問調査に関しては、作業量は「大きい」とする意見がやや上回り、作業期間は「適当」が「長い」とする回答をやや上回っている。さらに、評価結果の作成については、概ね適当と感じていることが窺える。

自由記述では、「資料が非常に多い割にはスケジュールがタイトで、多くの時間を取られた。1人で3校は多すぎるのではないか。今後、評価対象校が増えると評価者も増え、対応できない方も出てくるのではないか。」「とにかく時間がかかる。夏休み後半はまったく自分の時間がなかった。訪問調査は2回出かけたが、結局2週

間の授業を休講にすることになり、補講が大変であった。」「書面調査の時間が他のスケジュールと重なって時間が取れなかったので、期間を長くしてほしい。」「書面調査については、機構で前処理がなされていると時間の軽減になると思われる。」などの負担が大きいとする意見や、「初めての経験だったので思っていた以上に作業に手間取ったが、慣れてくればもう少しスムーズにできるのではないか。」「慣れていないこともあり手間取った。」など一定の経験が必要とする意見があった。

・評価に費やした労力

評価担当者に対し、評価に費やした労力が「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」の評価の3つの目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「大学等の質の保証という目的に見合うものであった」（評4-（2）-①）かについては、「強くそう思う」が29%、「そう思う」が42%、「どちらとも言えない」が29%、「大学等の改善を進めるという目的に見合うものであった」（評4-（2）-②）かについては、「強くそう思う」が29%、「そう思う」が47%、「どちらとも言えない」が24%、「大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（評4-（2）-③）かについては、「強くそう思う」が24%、「そう思う」が59%、「どちらとも言えない」が17%となっており、いずれも「どちらとも言えない」との回答が2～3割程度あったものの、肯定的な回答が上回り、評価の目的と労力について概ね肯定的な見方をしていることがわかった。

②対象校から見た作業量・スケジュール等

・評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間

対象校に対し、「自己評価書の作成」（機関3-（1）-①）、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」（機関3-（1）-②）、「訪問調査のための事前準備」（機関3-（1）-③）、「訪問調査当日の対応」（機関3-（1）-④）、「意見の申立て」（機関3-（1）-⑤）に関する作業量及びこのために機構が設定した作業期間について、それぞれ質問した。

まず、作業量に関しては、「自己評価書の作成」について、作業量が大きいとする見方が多かった。（「とても大きい」が2校、「大きい」が2校、「適当」が1校）また、「訪問調査のための事前準備」については、作業量が「大きい」とする回答が「適当」であるとする回答を上回った（「大きい」が3校、「適当」が2校）。

その他の事項については、「意見の申立て」について、「適当」が4校、「とても小さい」が1校、「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」「訪問調査当日の対応」については、それぞれ「適当」が4校、「大きい」が1校となり、

それぞれ概ね適当との回答であった。

また、作業期間に関して、「自己評価書の作成」については、「とても長い」が1校、「適当」が1校、「短い」が3校と、作業期間は短いとする見方が強い。

このほか「訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応」については、「確認事項」の送付から回答まで2～3週間程度の期間を設けているが、これについて、「適当」が4校、「長い」が1校であった。また、「訪問調査当日の対応」については訪問調査期間が延べ3日間であり、「意見の申立て」については評価結果（案）の通知から申立て期限まで1ヶ月の期間を設けているが、いずれについてもすべて「適当」であるとの回答であった。

自由記述として、「最初の認証評価受審ということで、観点毎に何をどのように書けばよいのか、また、資料としてどのようなものを提示すればよいのか手探りの状態であったため、自己評価書作成においては、かなりの作業量であった。」「平成18年度以降は、上記の点で悩むことは少なくなり、作業量も縮減できると思われる。ただ、平成17年度に認証評価を受審した大学は単科大学であったため、各部局の取りまとめの必要がなかったが、総合大学はその点でかなり苦労されるのではないかと思われる。」「観点ごとに提出するデータが予め決まっていれば準備がやり易くなり、作業量も軽減できると思われる。各大学はそれら基礎データにプラスして必要に応じデータを追加すればよい。」「本学は単科大学であるが、収集する資料の量が多く、準備・整理に忙殺された感がある。」などの意見があった。

・評価作業に費やした労力

対象校に対し、評価作業に費やした労力は、「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」の3つの目的に照らして見合うものであったかについて質問したところ、「貴校の質の保証という目的に見合うものであった」（機関3-(2)-①）かについては、「強くそう思う」が1校、「そう思う」が4校、「貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった」（機関3-(2)-②）かについては、「強くそう思う」が2校、「そう思う」が3校とすべてが肯定的な回答であり、労力が目的に見合うものであると評価されている。

しかし、「貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るという目的に見合うものであった」（機関3-(2)-③）かとの質問については、2校が「そう思う」と回答したのに対し、2校が「どちらとも言えない」との回答であり、「社会の理解と支持」の目的に見合うかどうかについては必ずしも明確ではないとの見方もある。

・評価のスケジュール

対象校に対し、「自己評価書の提出時期は妥当であった」（機関3-（3）-①）か及び「訪問調査の実施時期は妥当であった」（機関3-（3）-②）かとの質問をしたところ、いずれの質問についても、5校とも「妥当である」との回答であった。

【評価担当者】

		<作業量>					<作業期間>				
		【5:とても大きい~3:適当~1:とても小さい】					【5:とても長い~3:適当~1:とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
評4-(1)-	① 自己評価書の書面調査	13	4	1	0	0	8	3	2	5	0
		72%	22%	6%	0%	0%	44%	17%	11%	28%	0%
評4-(1)-	② 訪問調査への参加	4	6	8	0	0	3	4	9	0	0
		22%	33%	45%	0%	0%	19%	25%	56%	0%	0%
評4-(1)-	④ 評価結果の作成	1	4	11	0	0	0	2	10	3	0
		6%	25%	69%	0%	0%	0%	13%	67%	20%	0%

		【5:強く思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
		評4-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった	5	7	5
		29%	42%	29%	0%	0%
評4-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を進めるという目的に見合うものであった	5	8	4	0	0
		29%	47%	24%	0%	0%
評4-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るといった目的に見合うものであった	4	10	3	0	0
		24%	59%	17%	0%	0%

【対象校】

		<作業量>					<作業期間>				
		【5:とても大きい~3:適当~1:とても小さい】					【5:とても長い~3:適当~1:とても短い】				
		5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
機関3-(1)-	① 自己評価書の作成	2	2	1	0	0	1	0	1	3	0
		40%	40%	20%	0%	0%	20%	0%	20%	60%	0%
機関3-(1)-	② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	0	1	4	0	0	0	1	4	0	0
		0%	20%	80%	0%	0%	0%	20%	80%	0%	0%
機関3-(1)-	③ 訪問調査のための事前準備	0	3	2	0	0	0	1	3	1	0
		0%	60%	40%	0%	0%	0%	20%	60%	20%	0%
機関3-(1)-	④ 訪問調査当日の対応	0	1	4	0	0	0	0	5	0	0
		0%	20%	80%	0%	0%	0%	0%	100%	0%	0%
機関3-(1)-	⑤ 意見の申立て	0	0	4	0	1	0	0	5	0	0
		0%	0%	80%	0%	20%	0%	0%	100%	0%	0%

		【5:強く思う~3:どちらとも言えない~1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
		機関3-(2)-	① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった	1	4	0
		20%	80%	0%	0%	0%
機関3-(2)-	② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるという目的に見合うものであった	2	3	0	0	0
		40%	60%	0%	0%	0%
機関3-(2)-	③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るといった目的に見合うものであった	0	2	2	0	0
		0%	50%	50%	0%	0%

【2:妥当 1:妥当でない】

		2	1
機関3-(3)-	① 自己評価書の提出時期は妥当であった（妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください）	5	0
		100%	0%
機関3-(3)-	② 訪問調査の実施時期は妥当であった（妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください）	5	0
		100%	0%

③評価と課題

・評価担当者から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業のうち、自己評価書の書面調査については、ほとんどの評価担当者から作業量が大きいと回答がされており、負担感が大きいことがわかる。

この点については、書面調査の分析に当たり、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員の役割分担の整理や書面調査票の様式の改訂を図っており、引き続き改善を重ねて効率的に進められるようにする必要がある。

また、1人で3校を担当するのは多すぎるとの意見に対して、平成18年度の評価では、1人あたり2校までとし、負担の軽減を図った。

なお、それ以外の評価作業過程についても、認証評価の経験を重ねつつ、より負担の少ない評価方法の確立に向けて、引き続き検討していく必要がある。

また、評価に費やした労力については、「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の目的に照らして見合うものであったと評価担当者はみていることがわかった。

・対象校から見た作業量・スケジュール等

評価に費やした作業の中で、自己評価書の作成については、作業量が大きく、作業期間が短いとの回答であり、負担感が大きいとの見方がされている。

また、訪問調査当日の対応、訪問調査時の確認事項への対応、意見の申立てに関しては、作業量及び作業期間とも適当であるとの見方がされている。

評価の現状を考えると、対象校の評価作業に対する負担を抜本的に軽減することは困難であるが、評価の経験を重ねることにより対象校側の作業も効率化されると思われる。

また、負担が一番大きいとする自己評価書の作成については、引き続き作成要項の改善や説明会・研修会の内容の充実により、対象校側の作業がより効率的になるよう工夫を図っていくことが必要である。

評価に費やした労力については、「質の保証」「改善の推進」という評価の目的に照らして見合うものであったと対象校側がみていることがわかった。しかし、「社会

の理解と支持」という目的に照らして見合うものであったかについては、必ずしも明らかにならなかった。

自己評価書の提出時期及び訪問調査の実施時期については、妥当であると評価されている。

(9) 評価についての感想

(1)～(8)に挙げたもののほか、評価全般に関する対象校及び評価担当者からの主な意見・感想は以下のとおりである。

①対象校

- ・ (機構の評価を受けることとした理由として) 国立大学法人評価委員会による評価に係る教育研究の状況についても大学評価・学位授与機構が評価を行っていることから、それと大学機関別認証評価との関連性を考え、選定した。

②評価担当者

- ・ (本評価により大学教育研究活動の) 質の保証までするのは大変難しいと思います。ただし、この評価結果が改善のための動機づけにはなるでしょう。
- ・ 評価を受けた大学の教育研究に対する日常の取組姿勢や意識が明確で、教育効果についても一定以上の成果が見られるケースであったことが評価に関わるすべてのプロセスをスムーズにし、「対話」を成立させた。しかし今後には、こうしたケースと異なるケースでの評価が発生し、その場合の評価に関わる諸側面の再検討が必要になると予測される。またその再検討が大きく評価を成長させることにつながるのではないかと思う。
- ・ (短期大学の法令上の目的である)「職業又は實際生活に必要な能力の育成」を目的とした職業訓練や技術訓練状況の一部は、訪問調査時に確認できましたが、これらの分野における評価を更に発展されることを期待いたします。大学評価委員としての一翼を担う機会を与えられたことで、自分自身の教育の基本的役割の重要性を改めて自覚させられ、大変感謝しております。
- ・ 評価の質を維持・向上させる取り組みと、評価そのものを合理的、効率的に進める取り組みは、評価を受ける短期大学と評価を行う機構双方にとって、今後大きな課題になってくると思われます。特に、規模の小さな短期大学にとっては、教育研究活動や地域社会貢献活動の向上充実と共に、自らの短大を点検評価し、自己評価書を作成するプロセスや訪問調査を受け入れる準備等、多大な労力を必要とします。評価そのものの質を維持・向上させつつ、短期大学や機構(評価担当者)の負担を考慮しながら効率的な評価が行われるためには、評価する側とされる側の双方が、評価の経験を通して各種の課題を克服していくことが期待されているところであり、そのための各種研修会やワークショップ等の企画が重要であると思料します。

3. 総括

平成 17 年度認証評価の検証は、対象校及び評価担当者に対し選択式回答（5 段階）及び自由記述によるアンケート調査を行い、その内容の分析に加えて、評価過程において機構が把握した問題点等も踏まえ実施した。

本報告書では、アンケート調査した項目のうち、主要な 8 つの事項、すなわち、「(1) 評価基準及び観点について」「(2) 評価担当者に対する研修について」「(3) 自己評価書について」「(4) 認証評価説明会・自己評価担当者等に対する研修会について」「(5) 書面調査・訪問調査について」「(6) 評価結果（評価報告書）について」「(7) 評価を受けたことによる効果・影響について」「(8) 評価の作業量・スケジュール等について」について、整理・分類し、分析・評価した結果をまとめている。以下にその概要を述べ総括する。

(1) の評価基準及び観点の構成や内容は、大学及び短期大学の教育研究活動等の「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」という目的に照らして適切であると評価され、また、教育活動を中心に設定していることについても、その適切性が認められている。

しかし、対象校の多くが評価しにくい評価基準等があったとの見方をしている。また、自由記述では重複する観点がみられたとする意見があった。なお、平成 18 年度については、誤解を招きやすい表現等の観点について、認証評価説明会、自己評価担当者等に対する研修会や訪問説明時の機会に、観点の趣旨やねらいについて詳細に説明を行うとともに、大学評価基準・短期大学評価基準（平成 19 年度実施分）について、誤解を招きやすい表現の観点等の文言をよりわかりやすい表現に改めるなどの改訂を行った。今後とも、評価基準・観点をよりわかりやすい表現に改めることや、評価基準・観点の趣旨・ねらいについての説明の充実を図るなどの検討を続けていくことが必要と思われる。

(2) と (4) の研修、説明会については、配付資料や説明内容が理解しやすく、自己評価、書面調査などに役立ったとの回答があり、概ね適切であったと考えられる。

(3) の自己評価書については、対象校では、既存の蓄積資料のみで対応できたが、どの資料を添付するかについて判断を迷う対象校が少なくなかった。一方、評価担当者からは、添付資料について、不備・不十分な面があったことや添付・引用方法の改善を求める意見があった。この点では、説明会や研修会をさらに充実する必要性が示唆された。

(5) の書面調査、訪問調査に関しては、対象校からは肯定的な回答が多く、また、書面調査の分析を担当した評価担当者からは、書面調査票の様式について、記入しやすかったという肯定的な回答が多かったが、一部に書面調査票の工夫を望む意見もあった。これを受けて、平成 18 年度では、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員の書面調

査票の様式を別様式とするなど、分析を行いやすいようにするとともに、役割分担の明確化を行った。

訪問調査については、特に訪問調査が対象校と評価担当者の中で教育研究活動等の状況について共通理解を図る上で極めて有効であると評価されており、訪問調査が有効に機能していたことがわかる。

(6)の評価報告書の内容については、対象校から、対象校の目的に照らして適切であること、また対象校の実態に即したものであること、そして、その構成や内容についてもわかりやすいとの評価がなされている。また、評価担当者によるアンケート結果からも、書面調査、訪問調査の内容が評価結果に反映されていると評価されており、評価報告書の構成等や結果の表し方に関しても適切であるとの見方がされている。

評価結果の公表については、対象校では、自己評価書及び評価報告書を積極的に公表している状況が窺えるが、マスメディア等から適切に報道されたかについては、回答が分かれ、不十分であるとの意見も少なからずあった。また、機関別認証評価についての社会的意義についてマスメディアの理解が不十分との意見もあり、評価結果の公表の際には、認証評価の趣旨や内容について理解が得られるよう、引き続きマスメディアに丁寧に説明していく必要があると考えられた。

(7)の自己評価を行ったことによる効果・影響についてはアンケート調査結果から、自己評価を行ったことにより、教育研究活動等の状況や課題の把握に役立ち、自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透したこと、また、教育研究活動の改善や個性の伸長・促進にも役立っていることが窺える。評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響については、評価結果及び評価報告書を受けたことによって、教育研究活動等の質が保証され、さらに改善を促進したという成果等が多くの対象校で見受けられ、機構の評価結果及び評価報告書が概ね効果を上げているということがわかった。しかし、「学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる」及び「広く社会の理解と支持が得られる」かについては、「どちらとも言えない」の見方もあり、この点について留意が必要である。また、評価結果を受けてどのような改善に取り組んだかについては、対象校において様々な有用な改善の取り組みが進められていることが窺える。

(8)の評価担当者から見た作業量・スケジュール等については、評価に費やした作業のうち、自己評価書の書面調査については、ほとんどの評価担当者から作業量が大いとの回答がされており、負担感が大いことがわかる。この点については、書面調査の分析に当たり、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員の役割分担の整理や書面調査票の様式の改訂を図っており、引き続き改善を重ねて効率的に進められるようにする必要がある。

今回の検証によって、高等教育機関における評価への積極的な取組、改善に向けた努力、そして成果が確認された。一方で、対象機関及び評価担当者の評価作業の負担軽減を図るとともに、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことによる理解の促進と支援に関してはさらなる改善の必要性も示唆された。

参 考 资 料

- 1 平成 17 年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要(大学・短期大学、
高等専門学校、法科大学院全体の状況)
- 2 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙 (対象校用)
- 3 認証評価に関する検証のためのアンケート用紙 (評価担当者用)
- 4 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果 (対象校用)
- 5 認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果 (評価担当者用)
- 6 大学評価基準 (機関別認証評価) 新旧対照表
- 7 短期大学評価基準 (機関別認証評価) 新旧対照表
- 8 大学評価基準 (機関別認証評価) (平成 17 年度)
- 9 短期大学評価基準 (機関別認証評価) (平成 17 年度)

平成17年度に実施した認証評価に関する検証結果報告書の概要 (大学・短期大学、高等専門学校、法科大学院全体の状況)

- 平成17年度に実施した認証評価について、対象校及び評価担当者へのアンケートを実施。その結果等をもとに評価の有効性や適切性について検証を実施し、評価内容・方法等の改善に役立てる。

【アンケート回収状況】

◇大学・短期大学機関別認証評価

6校(大学4校・短期大学2校)中5校から回答

評価担当者(部会構成員)31名中18名から回答(回収率58%)

◇高等専門学校機関別認証評価

18校すべてから回答

評価担当者(部会構成員)54名中30名から回答(回収率56%)

◇法科大学院認証評価(予備評価)

4校すべてから回答

評価担当者(部会構成員)30名中18名から回答(回収率60%)

1 検証結果の概要

機構が定めた評価基準等について

- 「質の保証」「改善の推進」「社会からの理解と支持」という評価の3つの目的に照らし、評価基準の構成・内容は概ね適切。(但し、「社会からの理解と支持」については、法科大学院の対象校からは、どちらとも言えないとの回答が半数を超えた。)
- 教育活動を中心に設定していることも適切。
- 一方で対象校が自己評価しにくい、評価担当者が評価しにくい評価基準または観点(解釈指針)があるとの指摘も多く、わかりやすい表現の工夫、評価基準等の趣旨・ねらいについての十分な説明等が必要。また、観点(解釈指針)等の重複の指摘もみられたので、今後検討が必要。

研修会・説明会について

- 評価担当者に対する研修会、対象校の自己評価担当者向けの説明会・研修会については、いずれも有効性が確認。
評価担当者からは書面調査のシミュレーションの有効性が指摘、また対象校からは具体的な事例等の充実の要望が多く、引き続きこれらの面での充実を図っていくことが有効。

自己評価書について

- 対象校は概ね自己評価書の完成度に満足しているが、評価担当者からは、対象校によりわかりやすさのバラツキがある、複数の担当で執筆した場合不統一がみられるなどの問題点が指摘。引き続き説明会・研修会等で、適切な例・問題のある例などの具体例を交えた説明の工夫が必要。
- 添付資料については、対象校がどのような添付資料を用意すべきか迷った面があった。他方、評価担当者からは、必要な根拠資料の不備・不足、根拠資料の検索しにくさ等が指摘。引き続き、自己評価実施要項等における根拠資料・データの例示の充実、引用したデータが根拠資料のどこにあるかの明示などの注意喚起などが必要。

書面調査・訪問調査について

- 機構が示す「書面調査による分析状況」の内容については、対象校側から適切との評価。評価担当者が書面分析結果を記入する「書面調査票」等の様式については、見づらい、作業しにくいなどの意見も一部にあり、工夫が必要。
- 訪問調査については、対象校・評価担当者ともその有効性、特に相互の共通理解を図る上での有効性を高く評価。

評価報告書について

- 評価報告書の内容等は概ね適切。全体の評価結果に併せて冒頭に「主な優れた点」「主な改善を要する点」を記述する方式も適切との評価。
- 自己評価書や評価報告書については、対象校において積極的に公表。
- 評価結果に関してのマスメディア等の報道については、とりあげ方が小さい、マイナス面ばかり強調しているなど不十分とする見方も一部にあり。
認証評価制度や機構の行う評価の趣旨や内容について理解が得られるよう、引き続きマスメディアにわかりやすく説明していくことが必要。
 - ※ 法科大学院については、予備評価のため評価結果は公表していない。

評価を受けたことによる効果・影響について

- 自己評価の実施や評価結果を受けたことにより、教育研究活動等の全体像や課題の把握に役立つとの評価。
- 評価の重要性の教職員へ浸透という面でも概ね役立つとの評価。(ただし、評価に携わった一部の教職員にとどまっているとする見方もあり。)
- 質の保証、教育研究の改善、個性の伸長への影響も概ね肯定的な評価。一方、評価を受けたことにより、学生、または広く社会からの理解と支持が得られるかについては、現段階では不明との見方もあり。
引き続き認証評価制度や機構の行う評価への社会の認知度を高めていくことも必要。
※ 法科大学院については、予備評価であるため、評価結果が公表されていない事情もある
- 評価結果を受けた改善の取組も各対象校で行われている。(具体の改善事例は別紙1のとおり)

評価の作業量等について

- 評価担当者は、自己評価書の書面調査に係る作業量・期間に対する負担感が非常に大。
主査等とその他委員の役割分担の整理、書面調査票の様式の工夫等、引き続き効率的な評価が可能となるような改善の努力が必要。
- 対象校は、自己評価書の作成に係る作業量が最も負担と意識。
認証評価制度が始まったばかりであり、評価の経験を重ねていくことにより効率化が期待。
引き続き、自己評価実施要項の改善や説明会、研修会の充実により対象校の作業効率が高められるよう工夫が必要。
- 評価担当者・対象校とも、評価作業に費やした労力は、概ね評価の目的(「質の保証」「改善の推進」「社会の理解と支持」)に見合うものであったと評価。(ただし、「社会の理解と支持」については、どちらともいえないとする見方も一定数あった。)

2 全体的な評価・課題等

- ◇ 全体として、機構の認証評価の目的等に照らして成果があがっていることが確認。
- ◇ 一方で、対象校及び評価担当者の評価に係る負担を軽減していくこと、認証評価制度等に対する認知度をより高め、各機関の取組を適切に社会や地域に示すことより社会からの理解・支援を得ていくことについて更に努力が必要。
- ◇ なお18年度以降、機構として既に改善等を図っている事項の例は別紙2のとおり。

認証評価結果を受けた対象校の改善取組の例

(代表的なものを抽出)

〔大学・短期大学〕

- 入学者の定員超過率が高い状態であったことを改善。
- 教養・外国語、基礎学力関連の能力育成のため、開講科目の見直し、入学時におけるプレースメントテストの実施・分析等による対応策の検討などを予定。
- 学習相談、助言の強化のため、オフィスアワーを設定。
- 今後計画されている施設についてバリアフリーの設備を積極的に導入する予定。
- 日常的な活動の記録を公式に保存するために、年報の刊行を決定。
- 新入生に対し、入学時に学長から本学の設置目的及び教育方針について総括的に説明。
- FDの一環として、新人教員教育等を実施することを決定。

〔高等専門学校〕

- 本科・専攻科のそれぞれの目標を再設定。
- 学習・教育目標及びサブ目標の構成員への周知。
- 科目間の調整を行う会議により一般科目と専門科目との連携を推進。
- 主要科目の常勤教員を採用し、充実。
- 教員の教育活動等の定期的な評価体制の整備に向け、校長を中心にWGを立ち上げ、18年度から体制を整備する予定。
- アドミッションポリシーを明確化。
- 実入学者が入学定員を下回っていた専攻科課程について改善。恒常的な定員確保に向けて他高専及びOBに対する広報の強化。
- 広報主事を設置し、学校の統一的広報活動とそのための支援活動を充実。
- シラバスの形式を統一し、評価基準や評価方法について明確化。
- 再試験要件等について、学生への周知方法を検討中。
- 学習目標の達成度について学生自身による評価を実施。
- 卒業（修了）生や進路先など関係者から在学時に身につけた学力等に関する意見を組織的に聴取するための委員会を設置。
- 学生支援体制充実のため進路指導委員会を設置。
- 自己・点検評価システムについて認証評価を機会に一元化した組織に再編。
- 自己点検・評価が前回実施からかなり時間を経過していたので年度内に実施。
- 地域への情報公開をより促進するため地域連携主任を設け、積極的な公開の努力。

〔法科大学院〕

- 科目の各科目群への位置付けの変更、各科目群の科目の修了必要単位数の見直し。
- 休業期間中の開講科目、履修登録可能条件単位数の見直し。
- 法律実務基礎科目のカリキュラムの体系化、授業内容の見直し。
- 科目間・教員間における評価尺度の共有化の取組として、全学生の成績評価一覧表を作成・配付。
- 教員に対し、他大学の非常勤講師を引き受けすぎて負担加重とならぬよう注意喚起。
- 学生による授業アンケート結果を冊子として作成。

認証評価の改善・充実のための機構の取組例

評価基準等関係

- 評価基準・観点（解釈指針）のうち誤解を招きやすい表現について、よりわかりやすく改めるなどの改訂を実施。
- 説明会、研修会、訪問調査時の機会に基準・観点（解釈指針）等の趣旨やねらいについて詳細に説明。
- 各法科大学院の現状を踏まえ、一部の解釈指針について「望ましい」とする条件を「努めている」とする条件等に改正。〈法科〉

研修・説明会関係

〔評価担当者に対する研修会〕

- 同一プログラムを2回開催し、評価担当者の都合のよい日程に参加できるよう改善。17年度実施の認証評価の経験を踏まえ、実例を交えながら書面調査のシミュレーション等の説明の実施。〈大学・短大〉
- 評価実例を4例（前年は2例）に増やして実施するなど工夫。〈高専〉
- 評価判断水準の共通認識を深めるため、17年度に実施した予備評価の具体例を示すなど工夫。〈法科〉

〔説明会・自己評価担当者等に対する研修会〕

- 関係者の要望を踏まえ、研修会の開催時期を早期化（6～7月開催）。〈大学・短大〉
- 自己評価書の作成方法の説明時に17年度の評価を受けた高専が作成した自己評価書を資料として用い、具体的な事例を示しつつ、詳細の説明を実施。〈高専〉
- 17年度に実施した予備評価の具体例を示すなどの改善を実施。自己評価担当者等に対する研修会において、自己評価書の記述例（イメージ）の提示、基準を詳細な図表により明示するなど説明資料の充実。〈法科〉
- 解釈指針との対応関係及び引用したデータの場所を自己評価書中に明示するよう説明を実施。〈法科〉

書面調査・訪問調査関係

- 従来はメールで行っていた評価担当者への連絡・資料について、Share Stageシステム（共通のサーバ）を導入し、データ等のやりとりについて安全性・利便性を向上。
- 書面調査票の様式等について、書面調査結果のまとめ役である主査とその他の委員を別様式とするなど、役割分担の明確化等の改善。〈大学・短大〉
- 対象校・委員の要望を踏まえ、訪問調査の実施日程の事前調整を早め、訪問調査実施4ヶ月前に日程を確定。〈法科〉
- 訪問調査のスケジュールについて、学生面談の時間を延長、施設調査を1日目に実施するなど調査方法の適切・効率化。〈法科〉

認証評価に関する検証のためのアンケート
(対象校用)

貴校名 _____

御役職名 _____

御氏名 _____

評価実施体制上の御立場 _____

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の選択式及び自由記述のそれぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

選択式の質問については、質問ごとに5段階でお答えください。(該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。)自由記述欄には、評価業務全般についてお気づきになられた点(良かった点、悪かった点など)等や、評価を受けてのご感想、今後の認証評価に対してのご意見などについて、ご自由にお答えください。(枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見がない場合には空欄で結構です。)

いただいた回答は、原則として統計的に処理した後に公表いたします(大学等名を付す場合には、その前に許可を得ることといたします。)。なお、特定の個人を識別することができる情報は、統計的処理を行う際の分類、及びご回答内容の確認のための連絡にのみ利用し、データが漏洩することのないよう適切に管理することを申し添えます。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった -----

回答例②は、適切であった -----

5	4	3	2	1	3
5	4	③	2	1	

1. 評価基準及び観点について

当機構が設定した評価基準及び観点についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----
- ② 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----
- ③ 評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった ----
- ④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----
- ⑤ 選択的評価基準を設けたことは適切であった -----
- ⑥ 自己評価しにくい評価基準及び観点があった -----

	5	4	3	2	1	
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
③	5	4	3	2	1	
④	5	4	3	2	1	
⑤	5	4	3	2	1	
⑥	5	4	3	2	1	

・評価基準、観点についてのご意見、ご感想など

（特に、自己評価しにくい観点、今後必要と思われる観点、重複していると思われる観点、その他お気づきの点等がございましたら、具体的にご記入下さい。また、上記選択式の質問のご回答に補足説明が必要な場合にも、この欄にご記入ください。）

2. 評価の方法及び内容について

(1) 自己評価について

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた -----	5	4	3	2	1	
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	5	4	3	2	1	
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	5	4	3	2	1	
④ 貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい 自己評価書にすることができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった ---	5	4	3	2	1	

・自己評価についてのご意見、ご感想など

(2) 書面調査、訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった ---	5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----	5	4	3	2	1	
⑥ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う -----	5	4	3	2	1	

・書面調査、訪問調査についてのご意見、ご感想など

(3) 意見の申立てについて

強く どちらとも 全くそう
そう思う ← 言えない → 思わない
(5) (3) (1)

- ① 意見の申立ての一連の実施方法は適切であった -----
- ② 「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載することは適切であった
- ③ 意見の申立てに対する機構の対応は適切であった -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・意見の申立てについてのご意見、ご感想など

3. 評価の作業量、スケジュール等について

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞					＜作業期間＞						
	とても 大きい (5)	← 適当 → (3)	とても 小さい (1)			とても 長い (5)	← 適当 → (3)	とても 短い (1)				
① 自己評価書の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された 「訪問調査時の確認事項」への対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1	

(2) 評価作業に費やした労力

	強く そう思う (5)					どちらとも 言えない (3)			全くそう 思わない (1)	
	① 評価作業に費やした労力は、貴校の質の保証という目的に見合うものであった	5	4	3	2	1				
② 評価作業に費やした労力は、貴校の改善を進めるとい目的に見合うもので あった -----	5	4	3	2	1					
③ 評価作業に費やした労力は、貴校の教育研究活動等について社会(学生・保護者、 企業、その他関係者など)から理解と支持を得るとい目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1					

(3) 評価のスケジュールについて

	妥当		妥当でない	
	① 自己評価書の提出時期は妥当であった (妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください) -----	2		1
② 訪問調査の実施時期は妥当であった (妥当でないと回答された場合、どの時期が妥当か自由記述欄にお書きください) -----	2		1	

・評価の対応（作業量、スケジュール）についてのご意見、ご感想など

4. 評価全般について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 説明会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 説明会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 説明会の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 機構の教職員が行った訪問説明は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った -----	5	4	3	2	1	
⑨ 評価部会、専門部会の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 機構事務局の対応（質問等に対する対応）は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般についてのご意見、ご感想など

5. 評価結果（評価報告書）について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった -----	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった ----	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった ----	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育研究活動等に関して新たな視点が得られた -----	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった -----	5	4	3	2	1	
⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑩ 今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している -----	5	4	3	2	1	
⑪ 評価報告書は積極的に公表している -----	5	4	3	2	1	
⑫ 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた -----	5	4	3	2	1	

・評価結果（評価報告書）についてのご意見、ご感想など

6. 評価を受けたことによる効果・影響について

(1) 自己評価を行ったことによって、次のような効果・影響がありましたか

	強く そう思う (5)	どちらとも ← 言えない → (3)	全くそう 思わない (1)			
① 教育研究活動等について全般的に把握することができた -----	5	4	3	2	1	
② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した -----	5	4	3	2	1	
⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した -----	5	4	3	2	1	
⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した -----	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進した -----	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響についてのご意見、ご感想など

(2) 評価結果及び評価報告書を受けて、現在以降、次のような効果・影響があると思いますか

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 教育研究活動等について全般的に把握することができる	5	4	3	2	1	
② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	5	4	3	2	1	
③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	5	4	3	2	1	
④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	5	4	3	2	1	
⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する	5	4	3	2	1	
⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する	5	4	3	2	1	
⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する	5	4	3	2	1	
⑧ 貴校の個性的な取組を促進する	5	4	3	2	1	
⑨ 教職員に評価報告書の内容が浸透する	5	4	3	2	1	
⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される	5	4	3	2	1	
⑪ 学生(今後入学する学生を含む)の理解と支持が得られる	5	4	3	2	1	
⑫ 広く社会の理解と支持が得られる	5	4	3	2	1	
⑬ 他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする	5	4	3	2	1	

・評価結果及び評価報告書を受けたことによる効果・影響についてのご意見、ご感想など

7. 評価結果の活用について

- (1) 今回の評価を契機として、何らかの変更・改善を予定しているもの（または実施済みのもの）がありますか。ある場合には、主要なものについて簡単にご記述ください。また、その変更・改善の際に機構の評価（機構の評価報告書の内容だけでなく、貴校による自己評価書の作成や、評価の過程で得られた知見を含む。）はどの程度参考になったか5段階でお答えください。

非常に参考となった ← 参考となった → あまり参考と
 参考とならなかった
 (5) (3) (1)

記入例（基準7 学生支援等） 機構の評価報告書を受け、学生の就職活動のための支援活動として、対応する職員を増員し、企業への対応も含め、充実を図った	5	4	3	2	1	
	5	4	3	2	1	
	5	4	3	2	1	
	5	4	3	2	1	
	5	4	3	2	1	

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしたりしてください

- (2) 貴校では、今後、次のような事柄に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。	2 貴校のホームページで評価結果を公表する。
3 資金獲得のための申請書に記載する。	4 学生募集の際に用いる。
5 共同研究等の相手先企業を募集するパンフレット等に用いる。	
6 その他	
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; height: 80px;"> { <div style="text-align: center; flex-grow: 1;"> <p>具体的に</p> </div> } </div>	

回答欄	
-----	--

8. 評価の実施体制について

貴校の評価の実施体制についてお教えてください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

評価（自己点検・評価、認証評価、国立大学法人評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教え下さい。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいで結構です。

「例」

自己点検・評価委員会
 (役割)：評価結果についての最終決定
 (形態)：常設
 (構成)：学長、理事、・・・
 (人数)：〇人

ワーキンググループ
 (役割)：評価結果の審議
 (形態)：常設
 (構成)：理事、各学部長・・・
 (人数)：〇人

評価推進室
 (役割)：評価に関する事務
 (形態)：常設
 (構成)：室長、係長・・・
 (人数)：〇人

〇〇学部作業チーム
 (役割)：データ等の収集・整理
 (形態)：臨時
 (構成)：〇〇学部長、・・・
 (人数)：〇人

〇〇〇〇

他に具体的な説明等がございましたら以下にご記入ください。

評価の実施体制について、貴校が行っている方策・工夫等がありましたらお教えてください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えてください。

9. その他

認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由をお聞かせください。また、実際に評価を受けて、期待どおりだったかどうかについても併せてお聞かせください。

その他、当機構の行う評価についてご意見等ございましたらお聞かせください。

ご協力ありがとうございました

認証評価に関する検証のためのアンケート
(評価担当者用)

御氏名 _____

今回、当機構の評価に携わっていただき、どのように感じられたか、以下の選択式及び自由記述のそれぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

選択式の質問については、質問ごとに5段階でお答えください。(該当する番号に○を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。)自由記述欄には、評価業務全般についてお気づきになられた点(良かった点、悪かった点など)等や、評価に携わってのご感想、今後の認証評価に対してのご意見などについて、ご自由にお答えください。(枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見がない場合には空欄で結構です)。

いただいた回答は、原則として統計的に処理した後に公表いたします。なお、特定の個人を識別することができる情報は、統計的処理を行う際の分類、及びご回答内容の確認のための連絡にのみ利用し、データが漏洩することのないよう適切に管理することを申し添えます。

【回答例】

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

回答例①は、適切であった -----

回答例②は、適切であった -----

5	4	3	2	1	3
5	4	③	2	1	

1. 評価基準及び観点について

当機構が設定した評価基準及び観点についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の質を保証するために適切であった -----
- ② 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった -----
- ③ 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るために適切であった
- ④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった -----
- ⑤ 選択的評価基準を設けたことは適切であった -----
- ⑥ 評価しにくい評価基準及び観点があった -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・評価基準、観点についてのご意見、ご感想など

(特に、評価しにくい観点、今後必要と思われる観点、重複していると思われる観点、その他お気づきの点等がございましたら、具体的にご記入下さい。また、上記選択式の質問のご回答に補足説明が必要な場合にも、この欄にご記入ください。

2. 評価の方法及び内容・結果について

(1) 書面調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 大学等の自己評価書は理解しやすかった -----
- ② 自己評価書には評価基準及び観点の内容が適切に記述されていた -----
- ③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた -----
- ④ 書面調査を行うために、参考となる情報（客観的データ等）があればよかった
- ⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった -----

	5	4	3	2	1	
①	5	4	3	2	1	
②	5	4	3	2	1	
③	5	4	3	2	1	
④	5	4	3	2	1	
⑤	5	4	3	2	1	

・書面調査についてのご意見、ご感想など

(2) 訪問調査について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった -----	5	4	3	2	1	
② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた -----	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査の実施内容(教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等)は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑥ 訪問調査における機構事務局の対応は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 訪問調査についてのご意見、ご感想など

(3) 評価結果について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された -----	5	4	3	2	1	
② 基準1から基準11の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示す という方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
③ 選択的評価基準の評価で、対象機関が有する目的の達成状況の判断を示す という方法は適切であった -----	5	4	3	2	1	
④ 評価結果全体としての分量は適切であった -----	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、 「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった -----	5	4	3	2	1	

・評価結果についてのご意見、ご感想など

3. 研修について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

① 研修の配付資料は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった -----	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った -----	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った -----	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった -----	5	4	3	2	1	

・ 研修についてのご意見、ご感想など

4. 評価の作業量、スケジュールについて

(1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について

	＜作業量＞					＜作業期間＞					
	とても 大きい (5)	← 適当	→ 小さい (1)			とても 長い (5)	← 適当	→ 短い (1)			
① 自己評価書の書面調査 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1
② 訪問調査への参加 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1
③ 意見申立てへの対応 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1
④ 評価結果の作成 -----	5	4	3	2	1		5	4	3	2	1

(2) 評価作業に費やした労力について

	強く そう思う ← 言えない → 全くそう 思わない				
	(5)	4	3	2	1
① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1
② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を促進するという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1
③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るという目的に見合うものであった -----	5	4	3	2	1

(3) 評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに概数でお答えください。

① 自己評価書の書面調査	およそ		時間
② 訪問調査の準備	およそ		時間
③ 評価結果の作成	およそ		時間

・評価の作業量、スケジュールについてのご意見、ご感想など

5. 評価部会等の運営について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ← 言えない → 思わない
 (5) (3) (1)

- ① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった -----
- ② 部会運営は円滑であった -----

5	4	3	2	1	
5	4	3	2	1	

・評価部会等の運営についてのご意見、ご感想など

6. 評価全般について

強く どちらとも 全くそう
 そう思う ←言えない →思わない
 (5) (3) (1)

① 本評価によって大学等の教育研究活動等の質が保証されると思う -----	5	4	3	2	1	
② 本評価によって大学等の教育研究活動等の改善が促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
③ 本評価によって社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持が支援・促進されると思う -----	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑤ 本評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた -----	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった -----	5	4	3	2	1	

・評価全般についてのご意見、ご感想など

（その他評価に携わっていただいて感じたことについても自由にご記述ください）

ご協力ありがとうございました

【大学・短大】 【対象校】 【選択式】

1. 評価基準及び観点について
 当機構が設定した評価基準及び観点についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

		5	4	3	2	1
機関1-①	評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	0	4	1	0	0
機関1-②	評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	1	3	1	0	0
機関1-③	評価基準及び観点の構成や内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	20	60	20	0	0
機関1-④	評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	1	3	1	0	0
機関1-⑤	選択的評価基準を設けたことは適切であった	2	1	2	0	0
機関1-⑥	自己評価しにくい評価基準及び観点があった	40	20	40	0	0
機関1-		0	3	2	0	0
機関1-		0	60	40	0	0

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

2. 評価の方法及び内容について

		5	4	3	2	1
機関2-(1)-①	(1) 自己評価について	20	40	40	0	0
機関2-(1)-②	自己評価基準及び観点に基づき、適切に自己評価を行うことができた	0	4	0	1	0
機関2-(1)-③	自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	0	80	0	20	0
機関2-(1)-④	自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	1	3	0	1	0
機関2-(1)-⑤	貴校の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書にすることができた	20	60	0	20	0
機関2-(1)-⑥	自己評価書の完成度は満足できるものであった	2	1	2	0	0
機関2-(1)-⑦	自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	40	20	40	0	0
機関2-(1)-⑧	自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	40	40	20	0	0
機関2-(1)-⑨	自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	2	2	0	1	0
機関2-(1)-⑩	自己評価書の文字数制限は、自己評価書を作成する上で十分な量であった	40	40	0	20	0

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

(2) 書面調査、訪問調査について

		5	4	3	2	1
機関2-(2)-①	訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1	3	1	0	0
機関2-(2)-②	訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	20	60	20	0	0
機関2-(2)-③	訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	0	4	1	0	0
機関2-(2)-④	訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	0	80	20	0	0
機関2-(2)-⑤	訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	1	3	0	0	0
機関2-(2)-⑥	訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	25	75	0	0	0
機関2-(2)-⑦	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	1	4	0	0	0
機関2-(2)-⑧	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	20	80	0	0	0
機関2-(2)-⑨	訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	5	0	0	0	0
機関2-(2)-⑩	訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	100	0	0	0	0
機関2-(2)-⑪	訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	1	3	1	0	0
機関2-(2)-⑫	訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	20	60	20	0	0
機関2-(2)-⑬	訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	3	2	0	0	0
機関2-(2)-⑭	訪問調査時の機構の評価担当者的人数や構成は適切であった	60	40	0	0	0

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

		【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
4. 評価全般について						
機関4ー	① 説明会の配付資料は理解しやすかった	0	4	1	0	0
機関4ー	② 説明会の内容は理解しやすかった	0%	80%	20%	0%	0%
機関4ー	③ 説明会の内容は役立った	0	4	1	0	0
機関4ー	④ 機構の教職員が行った訪問説明は役立った	0%	80%	20%	0%	0%
機関4ー	⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	3	2	0	0	0
機関4ー	⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	60%	40%	0%	0%	0%
機関4ー	⑦ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	3	1	1	0	0
機関4ー	⑧ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	60%	20%	20%	0%	0%
機関4ー	⑨ 評価部会、専門部会の人数や構成は適切であった	0	3	2	0	0
機関4ー	⑩ 機構事務局の対応（質問等に対する対応）は適切であった	0%	60%	40%	0%	0%
機関4ー		0	4	1	0	0
機関4ー		0%	80%	20%	0%	0%
機関4ー		2	2	1	0	0
機関4ー		40%	40%	20%	0%	0%
機関4ー		2	2	1	0	0
機関4ー		40%	40%	20%	0%	0%
機関4ー		0	3	1	0	0
機関4ー		0%	75%	25%	0%	0%
機関4ー		4	1	0	0	0
機関4ー		80%	20%	0%	0%	0%

		【5:強く思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
5. 評価結果（評価報告書）について						
機関5ー	① 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の質の保証をするために十分なものであった	2	3	0	0	0
機関5ー	② 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等の改善に役立つものであった	40%	60%	0%	0%	0%
機関5ー	③ 評価報告書の内容は、貴校の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	4	1	0	0	0
機関5ー	④ 評価報告書の内容は、貴校の目的に照らし適切なものであった	80%	20%	0%	0%	0%
機関5ー	⑤ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった	1	3	1	0	0
機関5ー	⑥ 評価報告書の内容は、貴校の規模等（資源・制度など）を考慮したものであった	20%	60%	20%	0%	0%
機関5ー	⑦ 評価報告書の内容は、貴校の実態に即したものであった	3	2	0	0	0
機関5ー	⑧ 評価報告書の構成及び内容は分かりやすいものであった	60%	40%	0%	0%	0%
機関5ー	⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	1	4	0	0	0
機関5ー	⑩ 今回の評価のために作成した自己評価書を積極的に公表している	20%	80%	0%	0%	0%
機関5ー	⑪ 評価報告書は積極的に公表している	2	1	2	0	0
機関5ー	⑫ 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	40%	20%	40%	0%	0%
機関5ー		2	3	0	0	0
機関5ー		40%	60%	0%	0%	0%
機関5ー		2	3	0	0	0
機関5ー		40%	60%	0%	0%	0%
機関5ー		3	2	0	0	0
機関5ー		60%	40%	0%	0%	0%
機関5ー		3	1	1	0	0
機関5ー		60%	20%	20%	0%	0%
機関5ー		0	1	2	1	1
機関5ー		0%	20%	40%	20%	20%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
6. 評価を受けたことによる効果・影響について	(1) 自己評価を行ったことにより、次のような効果・影響がありましたか					
機関6-(1)-①	① 教育研究活動等について全般的に把握することができた	80%	0%	20%	0%	0%
機関6-(1)-②	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができた	80%	20%	0%	0%	0%
機関6-(1)-③	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-④	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-⑤	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上した	0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-⑥	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進した	0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(1)-⑦	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進した	0%	100%	0%	0%	0%
機関6-(1)-⑧	⑧ 貴校の個性的な取組を促進した	40%	20%	40%	0%	0%
機関6-(1)-⑨		0%	80%	20%	0%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
(2) 評価結果及び評価報告書を受けて、現在以降、次のような効果・影響があると思いますか						
機関6-(2)-①	① 教育研究活動等について全般的に把握することができる	40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-②	② 教育研究活動等の今後の課題を把握することができる	40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-③	③ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	1	4	0	0	0
機関6-(2)-④	④ 教育研究活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	1	4	0	0	0
機関6-(2)-⑤	⑤ 各教員の教育や研究に取り組む意識が向上する	20%	80%	0%	0%	0%
機関6-(2)-⑥	⑥ 学校全体のマネジメントの改善を促進する	2	2	1	0	0
機関6-(2)-⑦	⑦ 貴校の教育研究活動等の改善を促進する	40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑧	⑧ 貴校の個性的な取組を促進する	2	2	1	0	0
機関6-(2)-⑨	⑨ 教職員に評価報告書の内容が浸透する	40%	40%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑩	⑩ 貴校の教育研究活動等の質が保証される	0%	80%	20%	0%	0%
機関6-(2)-⑪	⑪ 学生（今後入学する学生を含む）の理解と支持が得られる	1	2	2	0	0
機関6-(2)-⑫	⑫ 広く社会の理解と支持が得られる	20%	40%	40%	0%	0%
機関6-(2)-⑬	⑬ 他機関の評価報告書から優れた取組を参考にする	0%	60%	40%	0%	0%
機関6-(2)-⑭		2	2	1	0	0
機関6-(2)-⑮		40%	40%	20%	0%	0%

7. 評価結果の活用について

		【2: 貴校では、今後、次のような事例に評価報告書を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか。下の回答欄に番号を記入してください。(複数回答可)】					
		1	2	3	4	5	6
機関7-	1 貴校の広報誌に評価結果を掲載する。						
機関7-	2 貴校のホームページで評価結果を公表する。						
機関7-	3 賞金獲得のための申請書に記載する。						
機関7-	4 学生募集の際に用いる。						
機関7-	5 共同研究等の相手先企業を募集するパンフレット等に用いる。						
機関7-	6 その他						

※ その他[外部評価受審時の資料として使用する]

【大学・短大】 【評価担当者】 【選択式】

1. 評価基準及び観点について
 当機構が設定した評価基準及び観点についてどのように思われますか。評価の目的である教育研究活動等の「質の保証」、「改善の推進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

評価項目	【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
	5	4	3	2	1
① 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の質を保証するために適切であった	3	14	1	0	0
	17%	78%	5%	0%	0%
② 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等の改善を促進するために適切であった	6	11	1	0	0
	33%	61%	6%	0%	0%
③ 評価基準及び観点の構成や内容は、大学等の教育研究活動等について社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）から理解と支持を得るために適切であった	3	11	4	0	0
	17%	61%	22%	0%	0%
④ 評価基準及び観点の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	7	7	3	1	0
	39%	39%	17%	5%	0%
⑤ 選択的評価基準を設けたことは適切であった	7	9	2	0	0
	39%	50%	11%	0%	0%
⑥ 評価しにくい評価基準及び観点があつた	0	5	9	4	0
	0%	28%	50%	22%	0%

2. 評価の方法及び内容・結果について

評価項目	【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
	5	4	3	2	1
(1) 書面調査について					
① 大学等の自己評価書は理解しやすかつた	1	10	6	1	0
	6%	55%	33%	6%	0%
② 自己評価書には評価基準及び観点の内容が適切に記述されていた	0	11	5	2	0
	0%	61%	28%	11%	0%
③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	1	10	4	3	0
	6%	55%	22%	17%	0%
④ 書面調査を行うために、参考となる情報（答覆的データ等）があればよかつた	4	7	6	1	0
	22%	39%	33%	6%	0%
⑤ 機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかつた	5	11	1	1	0
	27%	61%	6%	6%	0%

評価項目	【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
	5	4	3	2	1
(2) 訪問調査について					
① 訪問調査の前に、対象機関に提示した「訪問調査時の確認事項」の回答内容は適切であった	1	13	2	1	0
	6%	76%	12%	6%	0%
② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	10	6	1	0	0
	59%	35%	6%	0%	0%
③ 訪問調査の実施内容（教職員や卒業生へのインタビュー、施設見学等）は適切であった	7	9	1	0	0
	41%	53%	6%	0%	0%
④ 訪問調査では、対象機関と、教育研究活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	2	15	0	0	0
	12%	88%	0%	0%	0%
⑤ 訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	7	6	4	0	0
	41%	35%	24%	0%	0%
⑥ 訪問調査における機構事務局の対応は適切であった	7	10	0	0	0
	41%	59%	0%	0%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評2-(3)-①	(3) 評価結果について ① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	6%	77%	6%	11%	0%
評2-(3)-②	② 基準Ⅰから基準Ⅱの評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	6%	77%	17%	0%	0%
評2-(3)-③	③ 選択的評価基準の評価で、対象機関が有する目的の達成状況の判断を示すという方法は適切であった	0%	66%	28%	6%	0%
評2-(3)-④	④ 評価結果全体としての分量は適切であった	0%	41%	41%	18%	0%
評2-(3)-⑤	⑤ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象機関の「主な優れた点」、「主な改善を要する点」を記述するという形式は適切であった	50%	50%	0%	0%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評3-①	3. 研修について ① 研修の配付資料は理解しやすかった	18%	76%	6%	0%	0%
評3-②	② 研修の説明内容は理解しやすかった	25%	75%	0%	0%	0%
評3-③	③ 研修の内容は役立った	25%	62%	13%	0%	0%
評3-④	④ 書面調査のシミュレーションは役立った	25%	56%	19%	0%	0%
評3-⑤	⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	0%	53%	41%	6%	0%

		【5: とても大きい～3: 適当～1: とても小さい】				
		5	4	3	2	1
評4-(1)-①	4. 評価の作業量、スケジュール等について (1) 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間について ① 自己評価書の書面調査	13%	4%	1%	0%	0%
評4-(1)-②	② 訪問調査への参加	72%	22%	6%	0%	0%
評4-(1)-③	③ 意見申立てへの対応	4%	6%	8%	0%	0%
評4-(1)-④	④ 評価結果の作成	22%	33%	45%	0%	0%
評4-(2)-①	① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった	0%	7%	93%	0%	0%
評4-(2)-②	② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を進めるという目的に見合うものであった	1%	4%	11%	0%	0%
評4-(2)-③	③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るとい	6%	25%	69%	0%	0%

		【5: とても長い～3: 適当～1: とても短い】				
		5	4	3	2	1
評4-(1)-①	① 自己評価書の書面調査	8%	3%	2%	5%	0%
評4-(1)-②	② 訪問調査への参加	44%	17%	11%	26%	0%
評4-(1)-③	③ 意見申立てへの対応	3%	4%	9%	0%	0%
評4-(1)-④	④ 評価結果の作成	19%	25%	56%	0%	0%
評4-(2)-①	① 評価作業に費やした労力は、大学等の質の保証という目的に見合うものであった	0%	1%	13%	0%	0%
評4-(2)-②	② 評価作業に費やした労力は、大学等の改善を進めるとい	0%	7%	93%	0%	0%
評4-(2)-③	③ 評価作業に費やした労力は、大学等の教育研究活動等について社会(学生・保護者、企業、その他関係者など)から理解と支持を得るとい	0%	2%	10%	3%	0%
評4-(2)-④	④ 評価結果の作成	0%	13%	67%	20%	0%

		【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】				
		5	4	3	2	1
評4-(2)-①	① 自己評価書の書面調査	29%	42%	29%	0%	0%
評4-(2)-②	② 訪問調査への参加	5%	8%	4%	0%	0%
評4-(2)-③	③ 評価結果の作成	29%	47%	24%	0%	0%
評4-(3)-①	(3) 評価作業にかかった時間数について ① 自己評価書の書面調査	4	10	3	0	0
評4-(3)-②	② 訪問調査の準備	24%	59%	17%	0%	0%
評4-(3)-③	③ 評価結果の作成					
評4-(3)-④	④ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑤	⑤ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑥	⑥ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑦	⑦ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑧	⑧ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑨	⑨ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑩	⑩ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑪	⑪ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑫	⑫ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑬	⑬ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑭	⑭ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑮	⑮ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑯	⑯ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑰	⑰ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑱	⑱ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑲	⑲ 評価結果の作成					
評4-(3)-⑳	⑳ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉑	㉑ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉒	㉒ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉓	㉓ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉔	㉔ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉕	㉕ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉖	㉖ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉗	㉗ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉘	㉘ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉙	㉙ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉚	㉚ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉛	㉛ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉜	㉜ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉝	㉝ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉞	㉞ 評価結果の作成					
評4-(3)-㉟	㉟ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊱	㊱ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊲	㊲ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊳	㊳ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊴	㊴ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊵	㊵ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊶	㊶ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊷	㊷ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊸	㊸ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊹	㊹ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊺	㊺ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊻	㊻ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊼	㊼ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊽	㊽ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊾	㊾ 評価結果の作成					
評4-(3)-㊿	㊿ 評価結果の作成					
評4-(3)-1	1 評価結果の作成					
評4-(3)-2	2 評価結果の作成					
評4-(3)-3	3 評価結果の作成					
評4-(3)-4	4 評価結果の作成					
評4-(3)-5	5 評価結果の作成					
評4-(3)-6	6 評価結果の作成					
評4-(3)-7	7 評価結果の作成					
評4-(3)-8	8 評価結果の作成					
評4-(3)-9	9 評価結果の作成					
評4-(3)-10	10 評価結果の作成					
評4-(3)-11	11 評価結果の作成					
評4-(3)-12	12 評価結果の作成					
評4-(3)-13	13 評価結果の作成					
評4-(3)-14	14 評価結果の作成					
評4-(3)-15	15 評価結果の作成					
評4-(3)-16	16 評価結果の作成					
評4-(3)-17	17 評価結果の作成					
評4-(3)-18	18 評価結果の作成					
評4-(3)-19	19 評価結果の作成					
評4-(3)-20	20 評価結果の作成					
評4-(3)-21	21 評価結果の作成					
評4-(3)-22	22 評価結果の作成					
評4-(3)-23	23 評価結果の作成					
評4-(3)-24	24 評価結果の作成					
評4-(3)-25	25 評価結果の作成					
評4-(3)-26	26 評価結果の作成					
評4-(3)-27	27 評価結果の作成					
評4-(3)-28	28 評価結果の作成					
評4-(3)-29	29 評価結果の作成					
評4-(3)-30	30 評価結果の作成					
評4-(3)-31	31 評価結果の作成					
評4-(3)-32	32 評価結果の作成					
評4-(3)-33	33 評価結果の作成					
評4-(3)-34	34 評価結果の作成					
評4-(3)-35	35 評価結果の作成					
評4-(3)-36	36 評価結果の作成					
評4-(3)-37	37 評価結果の作成					
評4-(3)-38	38 評価結果の作成					
評4-(3)-39	39 評価結果の作成					
評4-(3)-40	40 評価結果の作成					

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

	5	4	3	2	1
5. 評価部会等の運営について					
① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	16%	72%	6%	6%	0%
② 部会運営は円滑であった	44%	56%	0%	0%	0%

【5: 強く思う～3: どちらとも言えない～1: 全くそう思わない】

	5	4	3	2	1
6. 評価全般について					
① 本評価によって大学等の教育研究活動等の質が保証されると思う	18%	70%	12%	0%	0%
② 本評価によって大学等の教育研究活動等の改善が促進されると思う	29%	65%	6%	0%	0%
③ 本評価によって社会（学生・保護者、企業、その他関係者など）の理解と支持が支援促進されると思う	12%	76%	12%	0%	0%
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	18%	64%	18%	0%	0%
⑤ 本評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	29%	42%	29%	0%	0%
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	53%	41%	6%	0%	0%

● 回答数 18/31 ● 回答率 58%

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
6	<p>基本的な観点</p> <p>3-1-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>3-1-⑥ 大学の目的に忠じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>3-1-⑥ 大学の目的に忠じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>適切な表現となるよう修正した。</p> <p>「体制」という記述が委員会を設置する必要が有るとの誤解を与えらるため、修正した。</p>
7	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載された入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>趣旨（3段落目） このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学選抜を行うのかなどを明確に定め、公表されていること。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>趣旨（3段落目） このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学選抜を行うのかなどをアドミッション・ポリシーとして明確に定め、公表されていること。</p>	<p>「アドミッション・ポリシー」という用語が広く一般には定着していないと考えられることから、国において使用されている表現に統一した。</p> <p>趣旨の記述がより明確になるよう修正した。</p>
8	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針等が記載された入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-④ 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿って学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。</p>	<p>「アドミッション・ポリシー」という用語が広く一般には定着していないと考えられることから、国において使用されている表現に統一した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
9	<p>基準5 教育内容及び方法 趣旨 (4段落目) さらに、学生が修得する単位や取得する学位は、大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、大学の組織として自ら認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められます。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとすることが求められます。</p>	<p>基準5 教育内容及び方法 趣旨 (4段落目) さらに、学生が取得する単位や学位は、大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、大学の組織として自ら認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められます。各大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとすることが求められます。</p>	<p>適切な表現に字句を修正した。</p>
10	<p>基本的な観点 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、<u>教育課程が体系的に編成</u>されているか。 5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。 5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。 5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。 5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。 5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。 5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>基本的な観点 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、<u>授業科目が適切に配置</u>（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）<u>され、教育課程の体系性が確保</u>されているか。 5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。 5-3-③ <u>成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する甲立て等が考えられる。）が講じられているか。</u> 5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。 5-7-④ <u>成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する甲立て等が考えられる。）が講じられているか。</u> 5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。 5-11-③ <u>成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する甲立て等が考えられる。）が講じられているか。</u></p>	<p>「教育課程の編成の趣旨」を分析していることが明確になるよう、記述を修正した。 適切な表現に字句を修正した。 また、例示で挙げている「学生からの成績評価に関する甲立て」については、大学の自己評価が引きつけられていることから、削除した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
14	<p>基準6 教育の成果</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>基準6 教育の成果</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>6-1-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、<u>大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身から判断しているか。</u></p> <p>6-1-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>法令等で使用されている用語に修正した。</p> <p>大学としての自己評価を求める趣旨であることを明確にするため、適切な表現に修正した。</p> <p>6-1-1-③と同様の表現に修正した。</p>
16	<p>基準7 学生支援等</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※）の設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。</p> <p>7-1-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</p> <p>7-3-1-② 生活支援等※）に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p> <p>7-3-1-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。</p>	<p>基準7 学生支援等</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。</p> <p>7-1-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。</p> <p>7-3-1-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p> <p>7-3-1-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等が適切に行われているか。</p>	<p>例示で挙げている「オフィスアワーの設定」に大学の自己評価が引きずられることから、適当な例示を追加した。</p> <p>該当する学生が在籍しない場合であっても適切に分析されるよう記述を修正した。</p> <p>適切な表現になるよう字句を修正した。また、基本的な観点の順番が適切になるよう、7-3-1-②と7-3-1-③を入れ替えた。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
18	<p>基準8 施設・設備</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーション化への配慮がなされているか。</p>	<p>基準8 施設・設備</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。</p>	<p>ハートビル法を踏まえ、学校施設等の建築物についてバリエーション化への配慮が重要であることから記述を修正した。</p>
20	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等具体的な方策が講じられているか。</p>	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p>	<p>「システム」という記述が、委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため修正を行った。また「教員組織の構成への反映」については、「教員の配置が適切であるか」を見える基準3で分析されること、が適切であるので削除した。</p>
24	<p>基準11 管理運営</p> <p>基本的な観点</p> <p>11-1-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</p> <p>11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。</p>	<p>基準11 管理運営</p> <p>基本的な観点</p> <p>11-1-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</p> <p>11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>大学の運営を行っていく上で、学長のリーダーシップが重要であることとをより明確にするため、記述を修正した。</p> <p>用語の解説に「自己点検・評価」を記述しているため括弧内の補足説明を削除した。また、「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため、修正した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
24	<p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による<u>検証が実施</u>されているか。</p> <p>11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、<u>管理運営の改善のため</u>の取組が行われているか。</p>	<p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって<u>検証する体制が整備</u>され、<u>実施</u>されているか。</p> <p>11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に<u>結び付けられる</u>ようなシステムが整備され、機能しているか。</p>	<p>「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため、修正した。</p> <p>「大学の目的の達成のため」という記述は、大学の目的が達成されていないことが前提であるとの誤解を生じさせるおそれがあるため、削除した。また、管理運営面について見る観点であることを明確にするため、記述を修正した。</p>
26	<p>(削除)</p> <p>【生活支援等】(16頁) 学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、災害補償制度などが考えられる。</p>	<p>用語の解説</p> <p>【アドミッション・ポリシー】(7頁) 受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。</p> <p>【生活支援等】(16頁) 学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、<u>奨学金制度</u>、<u>災害補償制度</u>などが考えられる。</p>	<p>基準4の趣旨の記述を修正したことに伴い、削除した。</p> <p>基準7における(※)の位置と整合性を図るため、修正した。</p>

短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
5	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>趣旨 (2段落目) 短期大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要である。各短期大学には、短期大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、短期大学通信教育設置基準を含む。）に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。</p> <p>基本的な観点</p> <p>3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。</p>	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>趣旨 (2段落目) 短期大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要である。各短期大学には、短期大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、短期大学通信教育設置基準を含む。）に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。</p> <p>基本的な観点</p> <p>3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。</p>	<p>字句の修正を行った。</p>
6	<p>基準3 教員及び教育支援者</p> <p>趣旨 (3段落目) このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」を明確に定め、公表されていることが必要です。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p>	<p>字句の修正を行った。</p> <p>適切な表現となるよう修正した。</p> <p>「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えるため、修正した。</p>
7	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 入学選抜の方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p> <p>趣旨 (3段落目) このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような能力や適正等を有する学生を求めているのか、どのような方針で入学選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」を明確に定め、公表されていることが必要です。</p>	<p>基準4 学生の受入</p> <p>4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。</p> <p>4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。</p>	<p>「アドミッション・ポリシー」という用語が広く一般には定着していないと考えられることから、国において使用されている表現に統一した。</p> <p>趣旨の記述がより明確になるよう修正した。</p>

短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
8	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針等が記載された<u>入学受入方針</u>(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① <u>入学受入方針</u>(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② <u>入学受入方針</u>(アドミッション・ポリシー)において、留学生、社会人のこれに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-④ <u>入学受入方針</u>(アドミッション・ポリシー)に沿った学生の受入が実際に実行されているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。</p> <p>4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。</p> <p>4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。</p> <p>4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に実行されているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。</p>	<p>「アドミッション・ポリシー」という用語が広く一般には定着していないと考えられることから、国において使用されている表現に統一した。</p>
9	<p>基準5 教育内容及び方法 趣旨 (4段落目)</p> <p>さらに、学生が修得する単位や取得する学位は、短期大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、短期大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められます。各短期大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業(修了)認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとすることが求められます。</p>	<p>基準5 教育内容及び方法 趣旨 (4段落目)</p> <p>さらに、学生が取得する単位や学位は、短期大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、短期大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められています。各短期大学は、そのような観点から、成績評価や単位認定、卒業(修了)認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとすることが求められます。</p>	<p>適切な表現に字句を修正した。</p>
10	<p>基本的な観点</p> <p>5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>基本的な観点</p> <p>5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置(例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)され、教育課程の体系的性が確保されているか。</p> <p>5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する<u>申立て等</u>が考えられる。)が講じられているか。</p>	<p>「教育課程の編成の趣旨」を分析していることが明確になるよう、記述を修正した。</p> <p>適切な表現に字句を修正した。また、例示で挙げている「学生からの成績評価に関する申立て」については、短期大学の自己評価が引きづられていることから、削除した。</p>

短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
14	<p>5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、<u>教育課程が体系的に編成</u>されているか。</p> <p>5-4-④ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、<u>教育課程の体系的性が確保</u>されているか。</p> <p>5-4-④ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。</p> <p>5-7-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、<u>学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。</u>）が講じられているか。</p>	<p>「教育課程の編成の趣旨」を分析していることが明確になるよう、記述を修正した。</p> <p>適切な表現に字句を修正した。また、例示で挙げている「学生からの成績評価に関する申立て」については、短期大学の自己評価が引きつけられていることから、削除した。</p>
16	<p>基準6 教育の成果</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、<u>単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果</u>が上がっているか。</p> <p>6-1-③ <u>授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</u></p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、<u>教育の成果や効果が上がっているか。</u></p>	<p>基準6 教育の成果</p> <p>基本的な観点</p> <p>6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、<u>単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果</u>が上がっているか。</p> <p>6-1-③ <u>学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。</u></p> <p>6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、<u>教育の成果や効果が上がっているか。</u></p>	<p>法令等で使用されている用語に修正した。</p> <p>短期大学としての自己評価を求める趣旨であることを明確にするため、適切な表現に修正した。</p> <p>6-1-③と⑤と同様の表現に修正した。</p>

短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
18	<p>基準7 学生支援等</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※）の設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。</p> <p>7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。</p> <p>7-3-② 生活支援等※）に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p> <p>7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。</p>	<p>基準7 学生支援等</p> <p>基本的な観点</p> <p>7-1-② 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワー※）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。</p> <p>7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。</p> <p>7-3-③ 生活支援等）に関する学生のニーズが適切に把握されているか。</p> <p>7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等※）が適切に行われているか。</p>	<p>例示で挙げている「オフィスアワーの設定」に短期大学の自己評価が引きずられることから、適当な例示を追加した。</p> <p>該当する学生が在籍しない場合であっても適切に分析されるよう記述を修正した。</p> <p>適切な表現になるよう字句を修正した。また、基本的な観点的の順番が適切になるよう、7-3-②と7-3-③を入れ替えた。</p>
20	<p>基準8 施設・設備</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリエーション化への配慮がなされているか。</p>	<p>基準8 施設・設備</p> <p>基本的な観点</p> <p>8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。</p>	<p>ハートビル法を踏まえ、学校施設等の建築物についてバリエーション化への配慮が重要であることから記述を修正した。</p>
	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的な方策が講じられているか。</p>	<p>基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p> <p>基本的な観点</p> <p>9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、<u>具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</u></p>	<p>「システム」という記述が、委員会を設置する必要のあるとの誤解を与えらるため修正を行った。また「教員組織の構成への反映」については、「教員の配置が適切であるか」をみる基準3で分析されることが適切であるので削除した。</p>

短期大学評価基準（機関別認証評価）新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
24	<p>基準11 管理運営</p> <p>基本的な観点</p> <p>11-1-1-② 短期大学の目的を達成するために、<u>学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</u></p> <p>11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、<u>根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。</u></p> <p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による<u>検証が実施されているか。</u></p> <p>11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、<u>管理運営の改善のための取組が行われているか。</u></p>	<p>基準11 管理運営</p> <p>基本的な観点</p> <p>11-1-1-② 短期大学の目的を達成するために、<u>効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</u></p> <p>11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、<u>根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。</u></p> <p>11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による<u>検証する体制が整備され、実施されているか。</u></p> <p>11-3-④ 評価結果が、<u>フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。</u></p>	<p>短期大学の運営を行っていく上で、学長のリーダーシップが重要であることをより明確にするため、記述を修正した。</p> <p>用語の解説に「自己点検・評価」を記述しているため括弧内の補足説明を削除した。また、「体制」という記述が委員会の設置する必要があるとの誤解を与えらるため、修正した。</p> <p>「体制」という記述が委員会を設置する必要があるとの誤解を与えらるため、修正した。</p> <p>「短期大学の目的の達成のため」という記述は、短期大学の目的が達成されていないことが前提であるとの誤解を生じさせるおそれがあるため、削除した。</p> <p>また、管理運営面について見る観点であることとを明確にするため、記述を修正した。</p>
26	<p>用語の解説</p> <p>(削除)</p> <p>【生活支援等】(16頁) 学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、災害補償制度などが考えられる。</p>	<p>用語の解説</p> <p>【アドミッション・ポリシー】(7頁) 受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。</p> <p>【生活支援等】(16頁) 学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、<u>奨学金制度</u>、<u>災害補償制度</u>などが考えられる。</p>	<p>基準4の趣旨の記述を修正したことに伴い、削除した。</p> <p>基準7における(※)の位置と整合性を図るため、修正した。</p>

大学評価基準（機関別認証評価）

平成16年10月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

この**大学評価基準**は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立大学に係る機関別認証評価[※]に関するものです。大学評価基準は、11の**基準**と2つの**選択的評価基準**で構成されています。

大学評価基準は、大学の正規課程（学士、修士及び博士の学位並びに専門職学位を授与するための課程や別科及び専攻科の課程）における教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するためのものです。各基準には、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として大学全体を単位として行いますが、基準によっては、学部・研究科等ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該大学が大学評価基準を満たしていることと判断されることになります。

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして**趣旨**を設けています。

さらに、各基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための**基本的な観点**[※]を設けています。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、大学の目的に照らして、独自の観点を各大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び大学が設定した観点的分析状況を総合した上で、各基準ごとに行われることになります。

上記の11の基準のほか、各大学の希望に基づいて評価を実施する、選択的評価基準を設けています。

選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

（なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」については、当機構における評価体制が整備された段階から、評価を実施することとします。）

目 次

はじめに	i
基準1 大学の目的	1
基準2 教育研究組織（実施体制）	3
基準3 教員及び教育支援者	5
基準4 学生の受入	7
基準5 教育内容及び方法	9
○ 学士課程	
○ 大学院課程	
○ 専門職大学院課程	
基準6 教育の成果	13
基準7 学生支援等	15
基準8 施設・設備	17
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	19
基準10 財務	21
基準11 管理運営	23
<hr/>	
選択的評価基準について	26
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	27
用語の解説（本文中，※）印の付されている用語の説明）	30

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，大学一般に求められる目的に適合するものであること。

1-2 目的が，大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

趣旨

本評価においては，大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，各大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を実施します。大学の目的とは，大学の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各大学は，それぞれが持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法に定められた大学一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生等学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

これらのことは，各大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお，各大学がその教育研究活動に関して，例えば，国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合，そのことを明示することで，大学の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。

基本的な観点

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。
- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

基準2 教育研究組織（実施体制）

2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科，研究科及びその専攻，その他の組織並びに教養教育[※]の実施体制）が，大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

趣旨

この基準は，各大学の教育研究に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

大学が，その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう，学部，学科，研究科，専攻（これらの組織を置かない場合にはこれに代わる組織），別科，専攻科，各種センター等の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が，その大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，大学全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，教授会，教務委員会等の各種委員会といった組織や，その他の運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

基本的な観点

- 2-1-① 学部及びその学科の構成が、学士課程[※]における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-② 学部，学科以外の基本的組織[※]を設置している場合には，その構成が学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-③ 教養教育の体制が適切に整備され，機能しているか。
 - 2-1-④ 研究科及びその専攻の構成が，大学院課程[※]における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-⑤ 研究科，専攻以外の基本的組織[※]を設置している場合には，その構成が大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-⑥ 別科，専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-⑦ 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
-
- 2-2-① 教授会等[※]が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
 - 2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

趣旨

この基準では、基準1で定められた大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各大学には、大学設置基準（通信教育を実施している場合には、大学通信教育設置基準を含む。）、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

このほか、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。

さらに、大学において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置され、TA（ティーチング・アシスタント）※等の教育補助者の活用が図られていることが必要です。

基本的な観点

- 3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。
 - 3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
 - 3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。
 - 3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程[※]を除く。）において、必要な研究指導教員[※]及び研究指導補助教員[※]が確保されているか。
 - 3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員[※]を含む。）が確保されているか。
 - 3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
-
- 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。
 - 3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。
-
- 3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。
-
- 3-4-① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシー※)が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各大学の学生の受入の状況について評価します。

大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、大学の「求める学生」が適切に見い出されていることが求められます。

なお、大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各大学の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

基本的な観点

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

趣旨

教育内容及び方法は、大学教育の質の保証を行う上で、根幹的な部分です。

各大学の教育内容及び方法は、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に示された、一般的に大学に求められる内容を満たすものであると同時に、その大学の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については、教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であることが必要です。また、教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに、学生が取得する単位や学位は、大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して、認定・授与され、大学は組織として自らが認定・授与した単位、学位の通用性について保証することが求められています。各大学は、そのような観点から、

成績評価や単位認定、卒業（修了）認定を適切に実施し、学修の成果を有効なものとする
ことが求められます。

本基準には、学士課程、大学院課程及び専門職大学院課程で、その特性に応じて、それ
ぞれ別の基準が定められています。通信教育を実施している場合には、その課程について
は、大学通信教育設置基準等の内容を踏まえつつ、学士課程、大学院課程及び専門職大学
院課程の基準に準じて評価します。また、別科を設置している場合には、その課程につい
ては、学士課程の基準に準じて評価します。専攻科を設置している場合には、その課程に
ついては、大学院課程の基準に準じて評価します。

基本的な観点

（学士課程）

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、
教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられ
る。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。
- 5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっている
か。
- 5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動
の成果を反映したものとなっているか。
- 5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課
程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インター
ンシップ[※]）による単位認定、補充教育[※]）の実施、編入学への配慮、修士（博
士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5-1-⑤ 単位の実質化[※]への配慮がなされているか。
- 5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コー
ス））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間
割の設定等がなされているか。

- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バ
ランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫が
なされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授
業[※]、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。）
- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバス[※]が作成され、活用されて
いるか。
- 5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われている
か。
- 5-2-④ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指
導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディア
を利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

- 5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学
生に周知されているか。
- 5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適
切に実施されているか。
- 5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に
関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(大学院課程)

- 5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。
- 5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。
- 5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例[※]）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
- 5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）
- 5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- 5-5-③ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。
- 5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。
- 5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）[※]としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。
- 5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。
- 5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
- 5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。
- 5-7-④ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(専門職大学院課程)

- 5-8-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。
 - 5-8-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
 - 5-8-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
 - 5-8-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。
 - 5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
-
- 5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。
-
- 5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）
 - 5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
 - 5-10-③ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。
-
- 5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
 - 5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
 - 5-11-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

趣旨

大学の教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、大学は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

基本的な観点

- 6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、大学が編成した教育課程を通じて、大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
- 6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

趣旨

学生は、大学で学習をする上で、また生活をする上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、大学としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては、授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメント等が考えられ，これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助等が考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。

また，特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質，量ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取組も必要です。

基本的な観点

- 7-1-① 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
 - 7-1-② 学習相談，助言（例えば，オフィスアワー[※]）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。
 - 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
 - 7-1-④ 通信教育を実施している場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。
 - 7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。
-
- 7-2-① 自主的学習環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され，効果的に利用されているか。
 - 7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動[※]が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。
-
- 7-3-① 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。
 - 7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等[※]が適切に行われているか。
 - 7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
 - 7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

趣旨

この基準では、各大学の目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され、かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に、大学の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

基本的な観点

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。
- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

- 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。

9-2 教員，教育支援者及び教育補助者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

趣旨

教育等の目的を達成するためには，教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには，教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており，実際に取組が行われ，機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても，外的環境の変化等への対応として，大学内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。

また，この基準では，教材，学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか，ファカルティ・ディベロップメント[※]が適切に行われているか，教育支援者及び教育補助者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど，基準1に定めた大学の目的に沿って，不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され，機能しているかを評価します。

基本的な観点

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
 - 9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価※）に適切な形で反映されているか。
 - 9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
 - 9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
 - 9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
-
- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
 - 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
 - 9-2-③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

基準10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

趣旨

大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また、大学は各種財源から収入を得て、それを管理し、大学の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。また、財務諸表等、大学の財務状況が公表されるとともに、自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

基本的な観点

- 10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

- 10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動(必要な施設・設備の整備を含む。)に対し、適切な資源配分がなされているか。

- 10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

基準11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

趣旨

大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育研究等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、大学内外の関係者のニーズを把握した上で、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また、大学は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能していること、そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。

基本的な観点

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
 - 11-1-② 大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
 - 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。
 - 11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。
 - 11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。
-
- 11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
 - 11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。
-
- 11-3-① 各大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。
 - 11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。
 - 11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。
 - 11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

選択的評価基準について

機構の実施する認証評価は、大学の正規課程における教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価するものですが、大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つであり、さらに大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること」「大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つの選択的評価基準を設定しています。

この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について、大学の目的に照らして大学自らが重要と判断する場合、大学の希望に基づいて評価を実施するものです。

また、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

なお、研究目的の達成状況については、研究の目的を達成するため必要な体制が整備されているとともに、十分な研究成果、社会的効果が上げられていることについて評価を行うこととしています。機構における評価体制が整備されてから評価を実施する予定です。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

趣旨

大学は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請等に対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた大学となることが求められてきています。各大学は、実際に、これらのニーズや大学の置かれた状況を踏まえ、その知的資産を社会に還元すべく、正規課程に在籍する学生以外に対しても様々な教育サービスを実施しています。

これらの教育サービスとしては、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、博物館等の公開、図書館開放のような学習機会の提供等が挙げられます。このほかにも各大学においては組織的に、講演会、シンポジウム、委員会等への参画等を通じて、地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。

大学によっては、このような教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので、そのことが大学の目的に明示されていれば、本基準の評価対象とすることができます。

この選択的評価基準では、教育サービスに関わる目的の達成状況について、目的・計画の策定と周知、実際の活動内容や方法の適切性、教育サービスの成果、改善のためのシステム等を観点として評価を行います。

基本的な観点

- 1－① 大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1－② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1－③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1－④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

用語の解説

(本文中，※) 印の付されている用語の説明)

【機関別認証評価】(i 頁)

学校教育法第69条の4の規定により，文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。

【基本的な観点】(i 頁)

各基準ごとに，その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているかどうかを判断する重要な要素となるが，観点そのものについては，それを満たしているかどうかの判断は行わない。

【教養教育】(3 頁)

学問のすそ野を広げ，様々な角度から物事を見ることができる能力や，自主的・総合的に考え的確に判断する能力を培い，豊かな人間性を養い，自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てることを理念・目的とする教育。

【学士課程】(4 頁)

学術の中心として，広く知識を授けるとともに，深く専門の学芸を教授研究し，知的，道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする課程。

(別科の課程については，学士課程に準じて評価します。)

【学部，学科以外の基本的組織】(4 頁)

学校教育法第53条ただし書きに規定され，大学設置基準第6条の要件を備える，当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる，学部以外の教育研究上の基本となる組織。また，学科に代わる組織としては，大学設置基準第5条に規定される「課程」及び学部以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。

【研究科，専攻以外の基本的組織】(4 頁)

学校教育法第66条ただし書きに規定され，大学院設置基準第7条の3の要件を備える，当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合に置くことができる，研究科以外の教育研究上の基本となる組織。また，専攻については，研究科以外の基本的組織を置く場合における相当の組織。

【大学院課程】(4 頁)

学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥をきわめ，又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする課程。

(専攻科の課程については，大学院課程に準じて評価します。)

【教授会等】（4頁）

教授会のほか、国立大学法人の教育研究評議会及び公立大学法人の教育研究審議機関を含む。

【T A（ティーチング・アシスタント）】（5頁）

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生などに対するチュータリング（助言）や実験、実習、演習などの教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会提供を図ることを目的とした制度。

【専門職大学院課程】（6頁）

大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする課程。

【研究指導教員】（6頁）

大学院設置基準第9条各号に掲げる資格を有する教員。

【研究指導補助教員】（6頁）

研究指導の補助を行い得る教員。

【実務の経験を有する教員】（6頁）

専門職大学院設置基準第5条第3項及び専門職大学院に関し必要な事項について定める件第2条第1項に規定される、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員。

【アドミッション・ポリシー】（7頁）

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】（10頁）

学生が在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【補充教育】（10頁）

大学入学後、必要に応じて行う学生の履修歴に対応した補習教育。

【単位の実質化】（10頁）

授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫。

【フィールド型授業】(10頁)

学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業。

【シラバス】(10頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【教育方法の特例】(11頁)

大学院設置基準第14条に規定される、大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合に、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により行う教育方法。

【RA（リサーチ・アシスタント）】(11頁)

学生の経済的な援助、大学における研究の円滑な実施や若手研究者の確保のため、優秀な博士課程在学者を研究補助者として雇う制度。

【オフィスアワー】(16頁)

授業内容等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）。その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。

【課外活動】(16頁)

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に大学生生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会などがこれに当たる。

【生活支援等】(16頁)

学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、奨学金制度、災害補償制度などが考えられる。

【ファカルティ・ディベロップメント】(19頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【自己点検・評価】(20頁)

学校教育法第69条の3に規定される、大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該大学の教育研究等の状況について評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善を行っていくもの。

短期大学評価基準（機関別認証評価）

平成16年10月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

この**短期大学評価基準**は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立短期大学に係る**機関別認証評価**[※]に関するものです。短期大学評価基準は、11の**基準**と2つの**選択的評価基準**で構成されています。

短期大学評価基準は、短期大学の正規課程[※]における教育活動を中心として短期大学の総合的な状況の評価するためのものです。各基準には、機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として短期大学全体を単位として行いますが、基準によっては、準学士課程[※]（別科を設置している場合には、準学士課程の中で評価します。）、専攻科課程[※]ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。短期大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしていると判断されることとなります。

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして**趣旨**を設けています。

さらに、各基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための**基本的な観点**[※]を設けています。各短期大学には、原則として、全ての基本的な観点に係る状況を分析、整理することが求められます。また、短期大学の目的に照らして、独自の観点を各短期大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び短期大学が設定した観点を分析状況を総合した上で、各基準ごとに行われることとなります。

上記の11の基準のほか、各短期大学の希望に基づいて評価を実施する、**選択的評価基準**を設けています。

選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

（なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」については、当機構における評価体制が整備された段階から、評価を実施することとします。）

目 次

はじめに	i
基準1 短期大学の目的	1
基準2 教育研究組織（実施体制）	3
基準3 教員及び教育支援者	5
基準4 学生の受入	7
基準5 教育内容及び方法	9
○ 準学士課程	
○ 専攻科課程	
基準6 教育の成果	13
基準7 学生支援等	15
基準8 施設・設備	17
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	19
基準10 財務	21
基準11 管理運営	23

選択的評価基準について	26
選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	27
用語の解説（本文中，※印の付されている用語の説明）	30

基準1 短期大学の目的

1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。

1-2 目的が，短期大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

趣旨

本評価においては，短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，各短期大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を実施します。短期大学の目的とは，短期大学の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各短期大学は，それぞれが持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その短期大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法第69条の2に定められた「深く専門の学芸を教授研究し，職業又は實際生活に必要な能力を育成する」との短期大学一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生等学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

これらのことは，各短期大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお，各短期大学がその教育研究活動に関して，例えば，国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合，そのことを明示することで，短期大学の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。

基本的な観点

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1-1-② 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

基準2 教育研究組織（実施体制）

2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織並びに教養教育※）の実施体制）が，短期大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

趣旨

この基準は，各短期大学の教育研究に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

短期大学が，その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう，学科，専攻科，別科，各種センター等の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が，その短期大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，短期大学全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，教授会，教務委員会等の各種委員会といった組織や，その他の運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

基本的な観点

- 2-1-① 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。
 - 2-1-③ 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-④ 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
 - 2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
-
- 2-2-① 教授会等[※]が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
 - 2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

趣旨

この基準では、基準1で定められた短期大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

短期大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各短期大学には、短期大学設置基準（通信教育を実施している場合には、短期大学通信教育設置基準を含む。）に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

このほか、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。

さらに、短期大学において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていることが必要です。

基本的な観点

- 3-1-① 教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。
 - 3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
 - 3-1-③ 各学科に必要な専任教員が確保されているか。
 - 3-1-④ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
-
- 3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。
 - 3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、機能しているか。
-
- 3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。
-
- 3-4-① 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシー※) が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

趣旨

この基準では、各短期大学の学生の受入の状況について評価します。

短期大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各短期大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、短期大学の「求める学生」が適切に見い出されていることが求められます。

なお、短期大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各短期大学の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

基本的な観点

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4-2-① アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4-2-② アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4-2-④ アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定，卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

趣旨

教育内容及び方法は，短期大学教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。

各短期大学の教育内容及び方法は，短期大学設置基準に示された，一般的に短期大学に求められる内容を満たすものであると同時に，その短期大学の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに，学生が取得する単位や称号は，短期大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，短期大学は組織として自らが認定・授与した単位，称号の通用性について保証することが求められています。各短期大学は，そのような観点から，成績評価や単位認定，卒業（修了）認定を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするのが求められます。

本基準には，準学士課程及び専攻科課程で，その特性に応じて，それぞれ別の基準が定められています。通信教育を実施している場合には，その課程については，短期大学通信教育設置基準の内容を踏まえつつ，準学士課程の基準に準じて評価します。また，別科を設置している場合には，その課程については，準学士課程の基準に準じて評価します。

基本的な観点

(準学士課程)

- 5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。
- 5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップ[※]）による単位認定、補充教育[※]）の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5-1-⑤ 単位の実質化[※]）への配慮がなされているか。
- 5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

- 5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業[※]、情報機器の活用等が考えられる。）
- 5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバス[※]）が作成され、活用されているか。
- 5-2-③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
- 5-2-④ 通信教育を実施している場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

- 5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。
- 5-3-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(専攻科課程)

- 5-4-① 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。
 - 5-4-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。
 - 5-4-③ 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
 - 5-4-④ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
 - 5-4-⑤ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。
-
- 5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）
 - 5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
 - 5-5-③ 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。
-
- 5-6-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。
-
- 5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
 - 5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
 - 5-7-③ 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

趣旨

短期大学の教育の目的において、教育活動によって学生がどのような知識、技術、態度を身に付け、どのような人材となることを意図しているのかという点は、極めて重要です。短期大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ、実績を上げていることは重要ですが、最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり、短期大学は学生が享受した、あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を、適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

基本的な観点

- 6-1-① 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-③ 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
- 6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

趣旨

学生は、短期大学で学習をする上で、また生活をする上で、様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり、短期大学としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては、授業の履修、学習に関する問題、生活、就職に関する問題、ハラスメント等が考えられ、これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で、授業外での知識資源へのアクセスを含め、自己学習への施設・設備面での支援や、学習者コミュニティの形成支援、経済的就学困難に関する援助等が考えられ、これらもまた、学生支援として必要な要素です。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには、学生支援に関する明確な目的を設定し、質、量ともに適切な人員及び施設、設備を配置し、それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や、学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害を持つ学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと、一般の学生のニーズも多様化しているために、学生のニーズを把握する取組も必要です。

基本的な観点

- 7-1-① 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
 - 7-1-② 進路・学習相談，助言（例えば，オフィスアワー[※]）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。
 - 7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
 - 7-1-④ 通信教育を実施している場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。
 - 7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。
-
- 7-2-① 自主的学習環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され，効果的に利用されているか。
 - 7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動[※]が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。
-
- 7-3-① 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。
 - 7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等[※]が適切に行われているか。
 - 7-3-③ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
 - 7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

基準8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

趣旨

この基準では、各短期大学の目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が、学生、教員、職員等の関係者の利用のために十分に整備され、機能しているかどうかを評価します。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設については、それらが講義等に使用される場合には、使用する学生数、教育内容、教育方法等を検討し、それが必要とされる能力（収容力、性能等）を有し、また有効に活用されていなければなりません。また、学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され、かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に、短期大学の有する資産として、メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

基本的な観点

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。
- 8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

- 8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。
- 9-2 教員及び教育支援者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

趣旨

教育等の目的を達成するためには，教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには，教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており，実際に取組が行われ，機能していることが求められます。仮に現状のままでも十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても，外的環境の変化等への対応として，短期大学内外の関係者の意見を採り入れた評価を行うことが必要です。

また，この基準では，教材，学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか，ファカルティ・ディベロップメント※）が適切に行われているか，教育支援者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど，基準1に定めた短期大学の目的に沿って，不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され，機能しているかを評価します。

基本的な観点

- 9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
 - 9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価[※]）に適切な形で反映されているか。
 - 9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
 - 9-1-④ 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
 - 9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
-
- 9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
 - 9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
 - 9-2-③ 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

基準10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

趣旨

短期大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また、短期大学は各種財源から収入を得て、それを管理し、短期大学の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。また、財務諸表等、短期大学の財務状況が公表されるとともに、自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

基本的な観点

- 10-1-① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10-1-② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

- 10-2-① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

- 10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

基準11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

趣旨

短期大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには、管理運営組織が教育研究等の活動を支援、促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され、滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また、短期大学内外の関係者のニーズを把握した上で、組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また、短期大学は、学校教育法等において、自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では、教育活動の改善システムを評価しますが、本基準においては、短期大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い、継続的に改善を行うための体制が整備され、適切に機能していること、そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。

基本的な観点

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
 - 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
 - 11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。
 - 11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。
 - 11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。
-
- 11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
 - 11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。
-
- 11-3-① 各短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。
 - 11-3-② 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。
 - 11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。
 - 11-3-④ 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。

選択的評価基準について

機構の実施する認証評価は、短期大学の正規課程における教育活動を中心として短期大学の総合的な状況の評価するものですが、短期大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つであり、さらに短期大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること」「短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つの選択的評価基準を設定しています。

この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について、短期大学の目的に照らして短期大学自らが重要と判断する場合、短期大学の希望に基づいて評価を実施するものです。

また、選択的評価基準においては、他の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

なお、研究目的の達成状況については、研究の目的を達成するため必要な体制が整備されているとともに、十分な研究成果、社会的効果が上げられていることについて評価を行うこととしていますが、機構における評価体制が整備されてから評価を実施する予定です。

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

趣旨

短期大学は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請等に対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた短期大学となることが求められてきています。各短期大学は、実際に、これらのニーズや短期大学の置かれた状況を踏まえ、その知的資産を社会に還元すべく、正規課程に在籍する学生以外に対しても様々な教育サービスを実施しています。

これらの教育サービスとしては、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供等が挙げられます。このほかにも各短期大学においては組織的に、講演会、シンポジウム、委員会等への参画等を通じて、地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。

短期大学によっては、このような教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので、そのことが短期大学の目的に明示されていれば、本基準の評価対象とすることができます。

この選択的評価基準では、教育サービスに関わる目的の達成状況について、目的・計画の策定と周知、実際の活動内容や方法の適切性、教育サービスの成果、改善のためのシステム等を観点として評価を行います。

基本的な観点

- 1－① 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- 1－② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- 1－③ 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- 1－④ 改善のためのシステムがあり、機能しているか。

用語の解説

(本文中，※) 印の付されている用語の説明)

【機関別認証評価】(i 頁)

学校教育法第69条の4の規定により，文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。

【正規課程】(i 頁)

本短期大学評価基準において定義している「準学士課程」，「専攻科課程」及び別科の課程を指す。「準学士課程」及び「専攻科課程」の定義は，以下のとおり。

【準学士課程】(i 頁)

深く専門の学芸を教授研究し，職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とし，卒業した者が「準学士」と称することができる課程。学科がこれに当たる。

(別科の課程については，準学士課程に準じて評価します。)

【専攻科課程】(i 頁)

短期大学を卒業した者に対して，精深な程度において，特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的とした課程。専攻科がこれに当たる。

【基本的な観点】(i 頁)

各基準ごとに，その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているかどうかを判断する重要な要素となるが，観点そのものについては，それを満たしているかどうかの判断は行わない。

【教養教育】(3 頁)

学問のすそ野を広げ，様々な角度から物事を見ることができる能力や，自主的・総合的に考え的確に判断する能力を培い，豊かな人間性を養い，自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てることを理念・目的とする教育。

【教授会等】(4 頁)

教授会のほか，国立大学法人の教育研究協議会及び公立大学法人の教育研究審議機関を含む。

【アドミッション・ポリシー】(7 頁)

受験生に求める能力，適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

【インターンシップ】(10頁)

学生が在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

【補充教育】(10頁)

短期大学入学後、必要に応じて行う学生の履修歴に対応した補習教育。

【単位の実質化】(10頁)

授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫。

【フィールド型授業】(10頁)

学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業。

【シラバス】(10頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、短期大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

【オフィスアワー】(16頁)

授業内容等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）。その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。

【課外活動】(16頁)

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に短期大学生生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会などがこれに当たる。

【生活支援等】(16頁)

学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、奨学金制度、災害補償制度などが考えられる。

【ファカルティ・ディベロップメント】(19頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【自己点検・評価】（20頁）

学校教育法第69条の3に規定される，短期大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該短期大学の教育研究等の状況について評価し，その結果を公表するとともに，その結果を踏まえて改善を行っていくもの。

